

◎議 事 日 程（第 4 号）

平成29年 6 月 9 日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 発言の取り消しについて
日程第 2 市長招集挨拶並びに所信表明に対する質問
日程第 3 承認第 1 号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
日程第 4 承認第 2 号 専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
日程第 5 議案第20号 愛西市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 6 議案第21号 愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第22号 平成29年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 8 請願第 3 号 子どもの医療費無料化の拡充を求める請願について
日程第 9 請願第 4 号 「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願について
日程第10 議案第23号 愛西市役所立田支所整備工事契約の締結について
日程第11 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1 番	大 島 一 郎 君	2 番	吉 川 三津子 君
3 番	近 藤 武 君	4 番	神 田 康 史 君
5 番	竹 村 仁 司 君	6 番	高 松 幸 雄 君
7 番	山 岡 幹 雄 君	8 番	大 野 則 男 君
9 番	加 藤 敏 彦 君	10番	真 野 和 久 君
11番	河 合 克 平 君	12番	島 田 浩 君
13番	杉 村 義 仁 君	14番	鬼 頭 勝 治 君
15番	鷺 野 聰 明 君	16番	八 木 一 君
17番	石 崎 たか子 君	18番	堀 田 清 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長 日 永 貴 章 君 副 市 長 鈴 木 睦 君

教 育 長	加 藤 良 邦 君	会計管理者兼 会 計 室 長	水 谷 永 君
総 務 部 長	伊 藤 長 利 君	企画政策部長	山 内 幸 夫 君
産業建設部長	恒 川 美 広 君	教 育 部 長	大 鹿 剛 史 君
市民協働部長	伊 藤 裕 章 君	上下水道部長	鷺 野 継 久 君
消 防 長	足 立 信 夫 君	健康福祉部長兼 福祉事務所長	水 谷 辰 也 君
産業振興課長	滝 川 豊 彦 君	児童福祉課長	加 藤 敏 樹 君
健康推進課長	近 藤 ゆかり 君	土 木 課 長	山 田 哲 司 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服 部 徳 次	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	服 部 芳 樹	書 記	近 藤 泰 史

午前10時00分 開議

○議長（大島一郎君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

追加議案が提出され、6月5日に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（鬼頭勝治君）

議会運営委員会の報告をいたします。

追加議案として議案第23号が提出されましたので、6月5日に議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

また、発言取り消しの申出書が提出されましたので、日程を協議し議事日程に記載いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大島一郎君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案等を追加いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・発言の取り消しについて

○議長（大島一郎君）

日程第1・発言の取り消しについてを議題といたします。

産業建設部長から、5月29日の会議における発言について、会議規則第64条の規定に準じて、お手元に配付しました発言取消申出書に記載のとおり修正したいとの申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

このたびは、愛西市農業委員会委員15名の任命の同意の真野議員の質疑に対し誤解を招く回答をし、大変御迷惑をおかけいたしました。提出させていただきました発言取消申出書を御承認いただきますようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○議長（大島一郎君）

お諮りします。

発言取消申出書に記載のとおり、これを許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

異議が2名ありましたので、採決をしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

〔「採決と言ったがね、今」の声あり〕

取り消します。

異議がありましたので、異議を認めまして吉川議員。

## ○2番（吉川三津子君）

数点ちょっと、今、文書を配りましたので、そのとおりのことですが、ちょっとその辺の経緯を御説明いただかないといけないかなというふうに思います。

私も議運のほうは傍聴させていただきましたが、資料もない中、大変説明も不足しておりますので、私の認識としては、真野議員への答弁で、農協、JAのほうに11名の農業委員を出してくれとお願いしたという答弁をされたのかな。その辺のところをもう一度、そのときの議事録も手元にございませんで、真野議員の質問、そして答弁をどのようにしたのか、その辺について確認をさせていただきたいと思います。その上で、大野議員に対して、人数を指定して依頼したということは法律違反ではないかという御指摘があったのかと思います。そこについて違反にならないという答弁をされたのか、ちょっとその辺のところの経緯をもう一度しっかり、こういった質問に対してこういう答弁をした。それで、大野議員については、こういう質問に対してこういう答弁をした。そこについて削除なりをしたいんだというお話かと思いますが、その辺の議事録がしっかりまだできていない段階ですので、そこら辺の説明を求めたいと思います。

それからあと、今回、私もいろいろ時系列的なことのお伺いをしているわけなんですけど、この経緯に対して、今、部長は間違いがなかったんだと。取り消すということは農協等に依頼をしていないんだと、公募が前提できちんとやったんだということをおっしゃりたいのかと思いますが、ここの議会での虚偽の発言というのは後々大変大きな問題になるわけで、これを今取り消しをされるということは、法にのっとってやられたという調査をされた上で取り消しをされようとしているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

## ○産業建設部長（恒川美広君）

大変申しわけございません。

まず、1点目の答弁内容の確認ということでございますけれども、真野議員のほうから、農協からとか土地改良、団体推薦はどこから何名くらい出て、農業従事者または中立な方のような構成について、それから公募1名という選定について、まず公募をして足りない分を推薦したのかと。推薦公募枠が何名で、公募枠は何名と決めていたのかと、そういう趣旨の発言をいただきました。それに対して私が、農協から11名と土地改良から1名、個人、農業委員でありますけれども、2名と公募1名という結果で、何名を推薦してほしいという誤解を招いた発言ということでございます。

それと、大野議員の質問につきましては、大野議員から11名を農協に対して出してくださいとか、実行組合に農協が主導で基本的には農業専門者を基本といたしますとか、基本的に農協が推薦した者11名、市が推薦を依頼した者11名と。本来、公募が基本ではないかということで

ございます。それに対しまして私の答弁としましては、推薦と公募と法律にうたわれておりますという趣旨の回答をさせていただきました。

それと、一番間違いであった、誤解を招いた農協に依頼という関係につきましては、何名を依頼ではなく、法律等で農業者等の推薦をお願いできるというようなことになっていますので、推薦をしていただきたいという趣旨の説明を農協等、実行組合を通じてお話をさせていただいたということであります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大島一郎君）

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

ちょっともう一回なんですけど、先ほどの1回目の真野議員の答弁のところ、農協が11名云々云々で、ちょっとはっきりしない答弁でしたので、その部分をもう一度。

どう部長は答弁されたのか、そこで誤解を招くどうのこうのというのは、それは答弁ではないので、どう言ったのかきちんとまず言ってくださいませんか。

○産業建設部長（恒川美広君）

私の回答ということによろしいでしょうか。

○2番（吉川三津子君）

はい。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、団体ですが、あいち海部農業協同組合から11名、愛西市土地改良区合同事務所から1名、個人であります、農業委員会から2名、公募1名です。これにつきましては何名を推薦してほしいとはお願いいたしましたけれども、公募については、人数については公募があった1名ということで御理解をいただきたいという発言をしております。

○市長（日永貴章君）

私が見る範囲で御答弁させていただきますけれども、真野議員から推薦をお願いしたのかという御質問がございましたけれども、市として正式に推薦をお願いしたということはありません。そのことをまず訂正をさせていただくということで、この申出書そのままでございます。

今回の場合は全て基本は公募でございますので、その中に農協が推薦された方が公募された。また、土地改良区の推薦を得た方が公募された。そして、1人の方がみずから公募に応募されたということでございますので、今回の真野議員の御質問に対しては、若干実情と部長が考えていることとの違いがあったということでございますので、修正をさせていただきたいと。

あと、大野議員の後ほどの発言にもありましたけれども、市としては公募をお願いはしていませんので、そういったことの誤解があったということでございますので、今回修正をさせていただいたということでございますので、担当部長の認識が実態とは違う認識で答弁をしたということでございますので、御理解いただきたいということで今回取り消しの申し出をさせて

いただきました。以上でございます。

**○産業振興課長（滝川豊彦君）**

済みません、私からも少し補足をさせていただきたいと思うんですけど、今回の法律の中で、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければなりませんというようなことが書かれております。こういう中で、農協さんのほうにも、実行組合のほうに出向きまして、制度の説明だけさせていただいたというように記録されております。

また、農林水産省のほうから、制度の説明の中でも、農業委員の選定に当たって、あらかじめ地区や団体ごとの定数枠を設けて推薦を設けることは、当該地域や団体の構成員で応募しようとする者の選任の機会を制限することになるため適当ではありませんというようなことで農林水産省のほうから指導があるわけなんですけど、直ちに違法というわけではありませんが、人数を指定すれば適切ではないということですが、愛西市の場合は定数枠を設けて農協のほうに依頼したというわけではなく、実行組合のほうへ出向きまして、制度の説明をさせていただいたということですので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

**○2番（吉川三津子君）**

今、部長のほうからは誤解を招くということがあったので、一生懸命聞いていても、誤解を招くのではなくて間違った答弁をされたということではないかなというふうに部長の発言からは思ったわけです。

しかしながら、結果的にこのプロセスを踏んでいく中で、どこかでやはり何人出してくれというお話がなかったとは言い切れないなということを経時的な資料をいただいて思ったわけでございます。

再度部長にはお伺いをいたしますが、今回、修正ではなくて削除という議会へのお願いがされているわけですが、その辺はどうして修正ではなく削除という形に持ってきていらっしゃるのかお伺いをしたいのと、再度、今回削除の申し出をされるに当たってどのように職員が動いたのか、確認をされたのか、その上での答弁なのかお伺いをしたいと思います。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

この取り消しという形は、こういう書式になっていると、こういう形になっておるということで議会事務局のほうから説明を受けておりますので、訂正でも取り消しの申出書という形で提出をさせていただいたということでございます。

あと、流れということですよ。

流れについては、今、担当課長が言ったとおりですけども、私の認識がちょっと誤っていたということでございます。申しわけございません。

[挙手する者あり]

**○議長（大島一郎君）**

河合議員。

**○11番（河合克平君）**

私も吉川さんの発言いただいた内容が聞けたのであれですが、2点お願いをしたいんですが、今回の発言取り消しということで訂正の連絡があったんですが、これについては、今、誤解を受けるような内容だったというお話なんですけれども、された発言自体は間違っていたのかどうかということについては今明確にお答えをいただけていないので、間違っていたということなのか、それとも正しかったということなのか、誤解を受けるというふうに表現をされているだけで、誤解を受けるという表現であれば間違っていたのかなというふうには思うんですけれども、部長のほうから発言を1点いただきたいということと、間違っていたとするならば、間違っていた質疑が終わった後、採決された農業委員会の部分についての採決というのは、やはり取り消されるべきではないかと。再度採決が行われるべきではないかと、それが通常ではないかなというふうに思います。税務署等でもそうですけれども、納税が決定されるに当たっては、違法な調査があった場合については納税が取り消されるということがあります。

また、違法ではないということではありますけれども、違法な部分ではないということではあります。ただ、間違っていたという内容の部分についてはやはり取り消されるべきだというふうに考えておりますので、そのことについて農業委員会の採決についての内容、取り扱いについてもどうするのかということについて質問させていただきます。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

まず、1点目の関係でございますけれども、認識不足で間違っていたということでございます。

あと、採決の関係でございますけれども……。

〔「採決は関係ない」の声あり〕

**○議長（大島一郎君）**

ここで暫時休憩をとらせていただきます。

午前10時19分 休憩

午前10時29分 再開

**○議長（大島一郎君）**

それでは、休憩を解き再開をいたします。

**○産業建設部長（恒川美広君）**

失礼いたします。

回答の修正について、中身を説明させていただきます。

真野議員の質疑に対しまして、市のほうから、あいち海部農業共同組合11名、市内4土地改良区へは1名の推薦をお願いした旨の発言をいたしました。正しくは、あいち海部農業協同組合から推薦が11名、市内4土地改良区から推薦が1名、個人から推薦が2名、自分で応募された方が1名、計15名の応募がありました。あくまでも公募の結果でありますので、修正をお願いするものでございます。

次に、関連でございますけれども、大野議員の質疑に対して、大野議員の質疑内容を申し上げます。

今、答弁であったんですが、これって農業委員会は公募が基本で、推薦をこちらから何名とすることは違法行為ではありませんか、大丈夫ですか。あくまでも11名を農協に対して11名を出してください、私も実行組合にいたときに農協が主導で基本的に農業専従者を基本といたしますと。だから、基本的に農協が推薦した者11名、市役所が推薦を依頼した者11名、本来公募が基本なのに、これは大丈夫ですかという質疑をされました。

これについては、真野議員の質疑と関連があり、真野議員の質疑に対する回答を修正することにより関連性がなくなるため、削除をお願いするものでございます。

○議会事務局長（服部徳次君）

失礼いたします。

先ほど河合議員のほうから採決についての質問でございますけれども、既にさきの議会運営委員会で協議いただいております、説明に間違いがあったかもしれませんが、法案自体の内容に間違いはございませんので、再議の必要はないものと考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大島一郎君）

河合議員。

○11番（河合克平君）

説明が間違っていたけれども、法案には間違いがないというのについては、もう少し詳しく教えていただきたいです。ちょっと意味がわかりません。

法律があつて説明が正しいものであるというふうに思いますし、説明が正しくなくても法律が正しいので有効であるというのは、議会として質問をして、その質問に対する回答を得て議決もしていくわけなので、そういったことでは法律文面が議会の中で説明書としてあるわけでもない中で、やはり質問、質疑が適法であったかどうか、法律にのっとったものであるかどうかということについては、質疑されたものについては我々は適法であるというふうに思うわけで、そういった中で後から質疑の回答が適法でなかったと。でも、法律は合っておるから決議は有効ですよというのはちょっと話が通用しない、つじつまが合わないんじゃないかと。議決が先にあるということであれば質疑をする必要もなく、討論をする必要もなく、議決だけすればいいのかというふうにも思ってしまうので、愛西市の市議会としてのあり方というのをやはり考えていかなければならないと思いますので、そういったことでは議決というのは取り消されるべきだと僕はあくまでも思いますし、もう少し答弁と法律との関係、かかわり合いについては詳細にお答えをいただきたいというのが1点です。

また、今、部長から質疑の回答については説明が、私たちがいただいた文書のとおり読み上げてはいただいたのでわかる状況であります、議事録については、今のところ申し出があるのは訂正したいということで「お願いしました」というのと「お願いはしていません」というのと「答弁した人数でお願いをしました」「答弁した人数でございます」という2点の答弁の内容の訂正をしたいという申し出が出てはいるんですが、今お話があった真野議員や大野議員の答弁の内容について、またその答弁のやりとりについては議事録から削除されるのか、それが



残るのか、その残した上でこういうやりとりがあるというふうになるのか、その辺について1点お伺いします。2点お願いをします。

#### ○議事課長（加納敏夫君）

それでは、先ほどの御質問に対して答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、局長のほうからも、先ほど議運でも説明をさせていただいたという説明をさせていただいておりますけれども、もう一度同じような説明をさせていただくこととなりますが、内容といたしましては、今回の事例がもう一度やり直さなければいけない、いわゆる再議という規定に該当するかどうかという御質問と考えます。

まず、自治法上に再議の規定がございますけれども、幾つか規定がございますけれども、その中で今回のケースに近いものと考えますのは、議案の内容そのものに誤りがあった場合、それから議決の手續上、議決の手續といいますのは提案の説明、それから質疑、委員会付託、今回は省略でございますが、それから討論、採決、こういった流れというのが決まっております。その手續上に瑕疵があった場合ということだと考えておりますが、そういった場合に限っては再議の対象になると定められております。

しかし、今回のケースについては質疑に対する答弁について言い間違いも含めて間違いがあったといたしましても、これには当たらないと考えておりますので、したがって、自治法に規定する再議を行う事案には当たらないと考えております。

それから、2点目の議事録の件でございますが、まず一つは、会議録というのは原本とお配りするものとございます。原本については、修正・取り消しがあった場合でございますが、そのいきさつがわかるように以前の取り消す前のものも残して、取り消すよという申し出があって、それをどうするかという議論をしていただく、全部残ります。

ところが、お配りするものについては、例えば不穩当発言についても、そういったものを表記させない形で発言取り消し、訂正を施した後の状態にしたものがお配りする状態という、いわゆる原本でないものと2種類、厳密に言いますとできる形になりますが、経過については原本を見ていただくと全てありのままが載るという形でございます。

それからもう一点、真野議員に対する答弁に対しての発言の取り消しの申出書が今回出ておりますが、その後の大野議員からの御質問があったと思います。それに対する答弁もございましたが、それにつきましては、今回の真野議員に対する答弁の回答と大きく絡んだ内容になっているかと思っておりますので、それについては、今回の発言取消申出書についての異議が出ましたけれども、これを許可いただいた後で、議長のほうからそれについてどう扱うかという提案がされると思っております。以上でございます。

#### ○11番（河合克平君）

許可いただいたので、先ほど瑕疵があったというふうに言われた内容で再議の規定があるということでしたので、やっぱり瑕疵があったということで、今回については再議をすべきだということを考えるのと、あと議事録については、大野議員に対する答えも部長は答えていますから、大野議員に対する答えも訂正をするという内容の申し出があるべきではないかというふ

うに思うんですけれども、そういったことでは今回のこの発言の取り消しの申し出というのは中途半端で片手落ちの状況じゃないかというふうに思うんですけど、議長については議長がどう思っているか。

〔発言する者あり〕

失礼いたしました。訂正します。今、申し上げた言葉は訂正をいたします。削除いたします。済みません。

もう一度初めから申し上げます。

まずは、再議の規定については瑕疵があったものと認められると私は考えますので、再議をお願いしたいということと、それと大野議員の質疑に対する答えも部長の回答もありましたので、本来であれば、その部分についての発言も取り消すような申請があっただけで済むべきだと考えますが、そのように議長、お取り計らいをお願いしたいと思いますが、お願いします。

○議長（大島一郎君）

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして会議を再開をいたします。

この案件につきまして、手続の瑕疵に当たらないと思いますので再議はしません。よって、大野議員の発言も取り消されるものと考えます。これについて御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

よろしいですか。

大野議員の発言の取り消しについては異議なしと認めます。

〔「議長」の声あり〕

はい。

○2番（吉川三津子君）

今、まだ真野議員のところを取り消すのかどうなのか決めていないけど、大野議員のことを取り消すことに異議ありませんかと今聞かれたのでしょうか。順番が私はよく今、議長の進め方はちょっとわからないんですけども。

○議長（大島一郎君）

再議の手続には当たりませんよと答えたものですから、御異議ございませんかと聞いたわけですけど。

〔「議長」の声あり〕

はい。

○2番（吉川三津子君）

もう一回、大野議員のところと再議のところときちんと分けて聞いていただかないと、私たちは異議があるのかないのか判断ができませんので、一個一個お願いしたいと思います。

○議長（大島一郎君）

それでは、先ほどの件の答えは、河合議員の答えにつきましては、手続に瑕疵がないため再議には当たりませんので、よろしく申し上げます。

他にありませんか。

〔挙手する者なし〕

他にないようでございますので、異議がありましたので、起立によって採決をいたします。この発言取り消しの申し出を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

〔発言する者あり〕

〔「暫時休憩」の声あり〕

それでは、再度説明させていただきますが、日程第1の関係で、今、議事を進めておりますけれども、発言の取り消しについてを議題といたします。

これは産業建設部長から5月29日の会議における発言について、会議規則64条の規定に基づきましてお手元に配付しました発言取り消し申出書に記載のとおり修正したいとの申し出がありましたので、発言を許可しますので、それについて異議がありましたので採決をとらせていただきます。採決につきましては、起立によって採決をさせていただきます。

この発言取り消しの申し出を許可することに賛成の方の起立を求めます。再度済みません。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、産業建設部長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

次に、ただいま産業建設部長の発言取り消しを許可したことにより、その部分に対する大野議員の質疑及びこれに伴う答弁につきましても取り消すべきものと扱うことにいたしたいと考えます。

お諮りします。

この部分についても、発言の取り消し扱いとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

きちんと私、真野議員のところでは反対しておりますので、異議ありということで表明させていただきました。

○議長（大島一郎君）

次にありませんか。

〔「議長」の声あり〕

大野議員。

○8番（大野則男君）

私のほうから一言だけ。

皆さん、私の発言について、私が了解を得た得ないにもかかわらず異議なし、そういう話でいいんですか、この議会というのは。違うんですか。皆さんは、取り消しについて本人の意思は確認したのかと。これは議運でも話をさせていただきました。議会人として、それでいいものなのか悪いものなのか。皆さんが、別におまえの意見みたいなのはどうでもいいんだという話であれば結構でございます。以上です。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（大島一郎君）

それでは、異議ありましたので、起立によって採決をいたします。

この発言取り消しについて、許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、産業建設部長の発言を許可した部分に対する大野議員の質疑及びこれに伴う答弁についても取り消す扱いとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・市長招集挨拶並びに所信表明に対する質問

○議長（大島一郎君）

次に、日程第2・市長招集挨拶並びに所信表明に対する質問をお受けいたします。

なお、質問は簡素明瞭に行っていただくようお願いいたします。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、10番・真野和久議員、どうぞ。

○10番（真野和久君）

それでは、市長の招集挨拶並びに所信表明について質問をいたします。

市長の今回の所信表明の中身に関してですけれども、2点ほど説明を求めたいというふうに思います。

まず最初に、2ページから3ページにかけてですが、人口減少と少子・高齢化の急速な進行への波は本市において喫緊に対応を迫られる状況となっているとありますが、具体的に緊急な対応について、具体的にどのようにお考えなのかについて質問をいたします。

と同時に、同じ3ページ、これも関連するわけですが、当然対応策の一部として上げられているのかもしれませんが、3ページの後段で、新たな企業を誘致することで市内の雇用をふやすとありますが、どのぐらいの雇用増というのを見込んでいるのか。

また、移り住んでいただくために、愛西市の誇る観光資源を有効活用云々とありますが、そうしたことも含めて移住のためのどのような効果があるのかについて質問をしたいと思います。

と同時に、やはり移り住んでもらうということに関しては、私が特にやっぱり考えるところは、この地形的な特徴としては、雇用の機会というものがふえたとしても、やはりなかなか、例えば鈴鹿市なんかだと、住むところと働く場所が一致するというようなことが地形的にもあ

ると思うんですが、残念ながらこの広大な濃尾平野の中では、住むところと働くところは一
致しないということもあるので、なかなかそうしたところでは雇用増という問題とか、そうし
たものがそのまま人口増にはつながらないのではないかとということである。やはり人口増、
移り住んでもらうためには、観光資源の問題でもそうですけれども、見るところがあるとい
うことではなくて、やはり市民サービスの充実や、それからまた住環境の整備、住んでよかつた
と思えるような、そうした中身がないと人口をふやすことはできないのではないかと
思いますので、そうしたことについて質問をいたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の件でございますけれども、人口減少と少子化の関係につきましては、全
国的にもこういった課題が取り上げられておりますけれども、本市においても本当に、この統計
データをとっていただいておりますが、それから明らかだというふうに思っております。御
承知のとおり、生産年齢人口の減少が見込まれる一方で、市といたしましては高齢者対策及び
今後ふえていくであろう少子化対策を支えるための社会保障費などの増加は、本当に市政運営
に影響があるというふうに思っております。

本市といたしましては、市そのものの存続にかかわる重大な問題と捉えておまして、今後、
定住対策や人口増加対策など、市政運営においてどのような戦略を打ち出して取り組んでい
くべきかを見きわめながら実施していくことが必要であるというふうに思っております。これら
の取り組みにつきましては、議員も御承知かと思いますが、長期間にわたって取り組んでい
くことで成果を見出していかなければならないというふうに考えております。

そして、企業誘致の関係ではございますけれども、具体的な数字等につきましてはなかなか
お示しすることはできませんけれども、やはりより多くの方々の地元の雇用を創出していただ
けるような企業が進出していただきたいというふうに思っておりますので、今後、関係機関と
も連携をとりながら進めていきたいというふうに思っております。

あと、観光資源の有効活用と移住のための効果の関係でございますけれども、言われており
ますけれども、名古屋市近郊の好立地な条件に位置するというふうに言われてはおりますし、
豊かな自然も身近に感じることができる調和のとれたところであるというふうに考えておりま
すけれども、これらのよさについて、もっと認知度を高める努力をしていかなければならない
というふうに思っております。そういった意味で、少しずつではございますけれども、シティ
プロモーションを展開することによりまして愛西市に興味を持ち、愛していただける方の移住
が期待できるのではないかとこのように思っております。

しかしながら、新たな方々に移り住んでいただく、真野議員が言われましたけれども、さま
ざまな住環境の整備が必要だということも当然我々としても進めていかなければなりませんし、
やはりそういった方々を受け入れる体制、地域の方々にもそういったことを理解していただ
いて、新たな方々が来たときにも、うまく皆さん方で一緒に暮らしていけるような意識づけもし
ていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○10番（真野和久君）

定住対策など、少子・高齢化と人口減少に関する対策にこれからどのように取り組んでいくのかという話になっていますが、やはり長期的なというのは当然そうなんですけれども、ただ、最初のところでは言いましたけれども、喫緊に対応という、本当に早急に手を打っていく必要があるというふうだと思いますので、そういう意味での早い対応ということで、具体的にどんな手をこれから打っていくのか。先ほどPRという話もありましたが、根本的にどういう形の提案を採用していくのか、早急にまず何を手を打つのかについても一度確認をしたいというのと、先ほども言いました住環境の整備とか、やっぱり市民サービスの充実というところとか住環境の整備、本当に住みたいなところというのはイメージというのは確かに重要なんだけど、現実の問題として、やはり制度的な問題というのが重要なので、そうしたサービスや環境での制度的な問題、こういったものについて今どのようなことを考えているのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

○市長（日永貴章君）

早期にいろいろな対応をしていかなければならないということは我々市といたしましても当然考えておりますし、議員の方々の御意見等も伺いながら我々は進めていくわけでございますけれども、やはり今回の補正予算でもいろいろなそういったPR、また健康づくり等の事業等を進めていきたいというふうに思っておりますが、議会の中でもなかなかそういったPR効果、PRの仕方に問題があるのではないかとということもありますし、やはりほかの市町村が取り組んでいないいい面を市の方々はもちろん、市外の方々に対してPRをするという、今ある制度をしっかりと皆さん方に知っていただいて、やはり有効に制度を使っていただくということもしていかなければならないというふうに思っております。

どういったことを市として行っていくことによって、どれぐらいの方々が本当にそれをもとに定住、愛西市に移り住んでいただいたり、愛西市で今後、今まで以上にいろいろな方々に活躍していただけるということは、やはり我々も当然いろいろなことを考えながら施策を進めています。やはりいろいろな方々の御意見を聞きながら、やれることからしっかりと持続可能性を見ながら行っていくというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

次に、11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

私のほうから、招集挨拶並びに所信表明の中で数点質問をいたします。

私のほうからは、3ページで述べられております、中段ぐらいですね。財源の多くを国や県に頼っている状況の中、財政基盤を安定的なものとするため、自主財源の確保に向け、現在、工業用地の造成も進めているところであります。自主財源の確保に向けて工業用地造成を進めているということでもあります。

この内容についてですが、まず当初の計画と比べてさまざまな税金投入がされた状況であります。これは一般質問の中でも答弁はありましたが、再度幾らの予定であったものが幾ら増額

となるのか。

また、先ほどもお話がありましたが、地元の方々が働きやすいような企業の誘致ということもありましたが、まだ募集はこれからですが、こういった問い合わせが来ているのかについてお伺いをいたしますし、募集は大体いつからになるのかについてお伺いをいたします。

また、自主財源の確保ということで、そういった理由で企業誘致をするということで所信を表明されておりますが、この企業誘致によってどれぐらいの自主財源が確保されるのか、どのぐらいを見込んでいるのかということについてお伺いをします。

続きまして、5ページが一番上段ですが、愛西市には名古屋都市圏のベッドタウンとしての地理的要素とハスの花に代表される観光資源、肥沃な土地を生かした基盤産業と成長する部分が潜在しているというふうに市長は思っています。この成長している部分について、市長としてどんな行動を起こそうと考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。具体的に早急にやるべき内容として、早急に具体的な対象がこういったところを対象としながら、その対象に対するどんな手段をとって、それによってどんな成長が見込めるのかということを考えていらっしゃるがあればお伺いをいたします。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうから、企業誘致関係についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の造成工事についてですけれども、5月末現在で約77%の進捗となっております。

次に、税金の投入という関係でございますけれども、当初、市が支出する経費といたしましては3億円程度を見込んでおりました。毎年事業を進める中で、現段階で見込まれる支出は3億2,000万円程度となります。

次に、募集予定ということでございますけれども、募集予定については、現段階では未定でございます。

次に、自主財源の確保の見込みということでございますけれども、財源確保の見込み額については、企業が決まっていない状況でありますので、額については不明でございます。以上でございます。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

愛西市につきましては、先ほど真野議員にも御答弁させていただきましたけれども、名古屋市近郊圏の利便性、豊かな自然環境に起因する観光資源、過去から受け継がれております産業など、市が内外に誇れる資源は多くあるというふうに我々は考えております。

しかしながら、これらは認知度が低かったり、またそれ以外に市民の皆様方も気づいていない愛西市のよさもたくさんあるのではないかとこのように思っております。知名度が低い部分につきましては、やはり掘り起こしをしながらPRをすることが重要であるというふうに思っておりますし、市民の皆様方、そして市外の方々に興味を持っていただく、そういったことが必要ではないかとこのように思っております。

現在、市の魅力の発信につきましては、PR動画を作成したり、広く内外の方々にごらんいただけるようなことも進めさせていただいております。そして、今後、市にゆかりのある方をPRサポーターといたしまして、ふるさとに対する思いを広く伝えていただくということで、多くの方々にかかわっていただきたいというふうに思っております。

今後につきましても、世代を問わず幅広い層に市の魅力を積極的にPRすることによりまして、市外の方に対しましては、訪れてみたいということをもまず思っただけのよう、我々としては努力をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（河合克平君）

まず、工業用地の造成についてですが、進捗は77%程度ということと、3億円の予定だったのが3億2,000万円になるということでお話がありました。募集もまだまだ進んでいないということですが、市長にお伺いいたしますが、市長みずからどここの企業に訪問したとか、トップセールスという形でやられた実績が過去にあったのかどうか。そういうのがあれば、よりどういふところを見込んでいるのかということもより具体的になるかというふうにも感じられますので、そのトップセールスについては1点お伺いをさせていただきます。

そして、成長する部分が潜在しているという内容についてはPRをしていかないかということでお話がありまして、今年度の予算でPR動画を作成し、実際にできて、ホームページ等で皆さんにごらんいただけるということになってはいるんですが、そのほかに、例えば基盤産業について、具体的にこういうことをやって基盤産業を大きくしていく、成長させていくという市独自の取り組みを考えていらっしゃるのか、1点お伺いする状況であります。

また、観光資源についてはさまざまな予算もついておりますので、そういったことを進めていく中で、市のことを知っていただくということになっていくかと思いますが、基盤産業の面についても成長させる、そのための市としての手段、またそれによって何を目指すのかということについて、ちょっと細かいですが、その点についてお伺いしたいと思っております。

○市長（日永貴章君）

まず、最初にトップセールスの関係でございますけれども、これまで市内の企業の皆さんもそうですけれども、市外に対しましては私みずから企業訪問させていただいて、今後こういった企業誘致を進めていきたいというようなお話や、市の特性などをPRさせていただいております。今後につきましても、機会があるごとにそういった努力はしていきたいというふうに思っております。

あと、2点目の基盤産業の件でございますけれども、やっぱり今愛西市で基盤的な産業といって皆さんよく知って見えるレンコン等の農業は大きな基盤産業ではないかというふうに思っております。こういった部分につきましては、今いろいろな企業さんが企業進出も考えている企業もあるというふうなこともお聞きをしておりますので、そういった方々に対しまして一緒になっているいろいろな事業等も起こしていただきたいというふうに思っておりますし、今、若手の農業者の方々に対しましては、今後どのようにこういったものをPRしていく方法がいいのかということをやはりしっかりと認識を共有しなければならないというふうに思っております。

観光資源につきましても、やはり農業とイコールになる部分もありますし、別の観光資源もありますけれども、やはりこの前も若干あったんですが、高校生の方々が市内を回っていただいたら、こんなところがあるのは知らなかったという御意見等もいただきましたので、PR動画もそうなんですが、ああいったものでやはり新たな発見をしていただいて、多くの自分の知り合いの方々に愛西市の魅力を伝えていただけるような、我々はそういった連携を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

ここで暫時休憩といたします。再開を11時25分でお願ひします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開をいたします。

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

それでは、市長の所信表明について数点お伺いをしたいと思います。

もう既に質問された部分もでございますので、その辺は割愛しながら御質問したいと思います。

毎年、合併特例債のことはお聞きするわけでございますが、残すところあと合併特例4年になりました。今後4年間で幾らぐらい減るのか、一般質問の中でも答弁がありましたが、もう一度現在の見通しを説明いただきたい。そしてまた、こういった合併特例がなくなることによって、税収をふやすのか支出を減らして乗り切るのか、そういったことが課題になってくるわけでございます。現在考えている施策で、増収及び支出減の見通しについてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほど何度も5ページのところの物理的要素、ハスの観光資源、基盤産業など、市長はこういったものが愛西市にはあるから、これを使ってということのお話がありました。具体的に研究・調査に着手されているものがあればお聞かせいただきたいなど。新聞報道の中でも道の駅周辺をというような記事があったわけですが、具体的にこんなものをやりたいなどということで調査・研究に着手されているものがあればお聞かせをいただきたいと思います。2点です。

○総務部長（伊藤長利君）

私からは、普通交付税の縮減につきましても御質問に答弁をさせていただきます。

普通交付税の合併算定がえによる増額分は28年度から縮減が始まっております。今年度は縮減割合が3割と、またふえた形で進んでまいります。

また、今年度から32年度までに約8億5,000万程度の縮減を予算ベースで見込んでおります。

これらの見通しにつきましても対応ということでございますが、普通交付税の縮減に伴います自主財源確保の一つといたしまして、歳入面では、先ほどから答弁させていただいておりますが、工業団体造成事業によります固定資産税及び法人市民税等の税収増、また歳出の面では、

中期の財政状況を見据え、行政改革推進計画のもと扶助費や委託料の見直しにも取り組んでまいります。

また、平成29年度では21億6,000万ほどの予算を計上しております公債費につきましては、過去に借入れをいたしまして償還終了は順次迎えておる状況でありまして、新規発行の起債を抑制することに伴いまして、8年で5億円弱ほど公債費が減少するといったように見込んでおります。以上でございます。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

今、研究・調査をしているということでございますけれども、今現在取り組んでいることにつきましては、先ほども答弁いたしましたけれども、SNSを使った情報発信、これは今積極的に進めてほしいということとをそれぞれ職員にはお話をさせていただいたり、また予算を認めていただいた市の動画等はつくらせていただいております。今後につきましても、他市の状況や一般企業さんがどのような情報発信をしているかということは我々としてもしっかりと、効果のあるもの、予算をかけずに効果が出るようにということが一番ですので、やはり職員手づくりでも、そういった動画を今作成するようにという指示を出しておりますので、順次できたものからアップをしていきたいというふうに思っております。

あと、ほかの広報媒体につきましては、やはり何がいかどうかという、効果がどのようにあらわれるかということもありますし、どういった方々をターゲットに進めていくかということとをしっかりと我々としても戦略を練っていかなければならない時期に来ているかなというふうに思っております。議員におかれましても、そういった広報がちょっと弱いのではないかという御指摘もいただいておりますので、そういった市民の方々、市外の方々に知っていただけるような努力を今後も積極的に進めていきたいというふうに思っております。

あと、訪れていただける観光客の方々がいかに愛西市でいろいろな買い物をしたり、見ていただけるかということは、県の観光局からもいろいろと御助言をいただいたり、もう少し力を入れたらどうだということもいただいておりますので、やはり今ある道の駅もそうでございますけれども、そういった関係する人とよく協議をしながら、市としてどのような戦略を詰めていくかということは今後大きな課題の一つであろうというふうに思っておりますので、努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○2番（吉川三津子君）

それでは、まず財政の点でお聞きをしたいと思います。

先ほど企業誘致というところで増収をということでしたが、金額的にはどういう企業が来るかわからないという答弁が先ほどあったわけです。

でも、やはりこれは目標というのを持たないといけないと思うんですが、その企業団地誘致における目標値というのはどのように設定をされているのか、1点お聞きをしたいと思います。

それからあと、合併特例債の問題があると思いますが、今後どのような運用、合併特例で減額はしていくんですけれども、合併特例債というのは東日本の関係から延長されたりしている

わけで、この合併特例債の運用をどのようにされていく予定なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどSNSの情報発信ということがありました。これは大変いいことであり、若い方々はここから情報を得ているというのは明らかなことでございます。その中で、やはり私もいろいろ愛西市の宣伝にはかかわっているんですけども、愛西市のレンコンはみんな知らない、立田のレンコンは知っているというのをすごくいろんなところに行って感じているわけです。やはりそういった命名の仕方、愛西市の商品を売るためのネーミングとか、それからやはり今、いろんな委員に若い子のセンスというのをに入れていくというのがとても重要だなと。いろんな自治体の状況を見ていてわかるわけですが、そういった取り組みについて今後どうされていくのかお伺いをしたいと思います。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、自主財源の確保ということでございます。

工業団地によります税収増につきます具体的な目標値ということでございますが、先ほども部長より答弁ございましたが、まだ確定してない部分がほとんどでございますので、見込みの目標値は現在立てていない状況でございます。

ただし、全体的な中期的な見込みを見ますと、やはり税収の伸びというのは人口減でもほぼ変わらないというような状況だろうと。そういった中で、基本的には税は減少傾向にあると、そういったことも想定はしておりますが、よりよい企業に来ていただくことにより、そういった増収も見込んでいきたいということでございます。

また、合併特例債の運用でございますが、非常に有効な市債ということで今後もそういった事業に充てられるものは充てていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

先ほどの企業誘致の目標の件でございますけれども、過去の答弁でもお話をしていると思えますけれども、どんな企業が来るかは、当然今現在ではわかりませんが、固定資産だけで比較すれば、当然今までの現状と比べればアップするということは前の議会、ちょっと私、今、手元に数字を持っていませんので申しわけありませんが、そういう意味ではアップは必ずできる、企業誘致として企業が来ていただければ、固定資産だけでも増収になるというふうには見込んでおります。

あと、合併特例債の運用につきましては、やはり有効な財源の一つであるというふうに思っておりますので、当然その期間内に新たな投下をする事業があれば、当然そういった財源を有効的に使うという考えでおります。

しかしながら、これも借りれば後々返済がございますので、慎重に取り扱っていかねばならないという考えでございますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

あと、PRの関係でございますけれども、当然、議員がおっしゃられるとおり世代世代、先

ほども言いましたが、ターゲットをどこに絞るかということをしかりと見据えて、できる限りその方々に届くいいセンスのものを我々としては望んでいるということでございます。今回、総合計画でも学生の方々に入っていただいた会もやっておりますし、過去の事業に参加していただいた方々に今後呼びかけをして、そういったことに参加をしていただくという方法も一つかなというふうに今感じておりますので、またこれは十分に検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

数点、市長の招集挨拶並びに所信表明に対する質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、私の立場から質問させていただきます。

市長はこの所信表明のときに、市民協働に関する取り組みに絞って私は質問をさせていただきます。

初めに、市長におかれましては、市民の皆様から1期目の市政運営に対する評価として、このたび選挙において再任されました。これは市長が市民の皆様から信頼され、愛西市の未来に対する期待のあらわれと思っておりますので、今後とも市政運営に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、これから日永市長が市政運営を行うに当たりまして、市民と行政との協働について発言をされております。市政を運営するに当たっては、市民の皆様からの御意見を聞くことはもちろんのことではありますが、行政として市民に対してどのように協働を求めていくかお聞かせください。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

この件につきましては、4年前に就任させていただいたときからずうっとお話をさせていただいておりますけれども、やはり今まで以上に自治体主導の行政運営ではなくて、市民の方々、そして団体の皆様方とともに自分たちの地域は自分たちで作り上げるということを念頭に、地域の課題解決につきましては知恵や提案を地域の方々からもお受けをしていただきながら、市民と行政が対等の立場でまちづくりを進めていかなければならないというふうに思っております。

やはり議員も御承知のとおり、地域のいろいろな課題については、その地域に住んでみられるの方々、そして地域の議員の皆様方を初め団体の方々が一番よくわかっているというふうに私は考えております。市民と行政それぞれの特性を生かしながら、今まで以上に官民の協働を図ることが重要になってくるというふうに考えておりますので、そういった考えのもと、今後進めていきたいというふうに思っております。

○7番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

合併して12年になるわけですが、4地区が合併して、地域の特性もばらばらかと思しますので、その辺、団体の場合はいいかと思うんですけど、4地区の特徴ある、いろいろ市民のニーズが違ってくると思いますので、よろしく願います。

ただいま市長が御答弁いただきました中で、地域の問題を解決するためには、それぞれの地域の皆さんに課題解決に参加してもらいたいということではありますが、地域の方が問題解決や提案を行うに当たって、行政側はどのような対応をお考えがあるかお尋ねいたします。

○市長（日永貴章君）

御答弁させていただきます。

地域の課題解決に当たりましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、地域の方々からも解決への知恵や御提案をいただくと同時に、地域の実情をよくわかっている方々の意見を我々行政が聞くことが非常に重要だというふうに思いますし、協力できる部分については協力・連携をしていくことが課題解決に向けて瞬時に対応ができるのではないかとこのように思っております。

今後、行政といたしましてはいろいろな地域行事が行われておりますけれども、それらに積極的に一参加者として参加をしたり、地域の方々とともに運営側として活動したりして、地域とのパイプづくり、連携づくりについても努力しなければならないというふうに考えております。今後、本当にどのような形で地域の方と市の職員との協力・連携がしていけるのか、しっかりと検討しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいまから議案質疑に入りますが、質疑におきましては愛西市議会会議規則第54条に、発言は議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと明記されております。同条第2項では、この規定に反するときには議長が注意することになっております。また、同条第3項には、自己の意見を述べることができないとなっております。発言をする際は、議案の範囲内で説明を求めるようにしてください。理事者側におかれましては、答弁漏れのないよう的確な答弁に努めてください。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・承認第1号（質疑）**

**○議長（大島一郎君）**

次に、日程第3・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

10番・真野和久議員、どうぞ。

**○10番（真野和久君）**

承認第1号の市税条例の一部改正に関する専決処分事項についてですけれども、税条例の一部改正ということで今回条例の改正がされたわけですが、今回の改定で市民とか、あるいは市にどのような影響があるか。影響のある項目とか、また対象とか事例、また影響額などについてあれば説明をお願いします。配偶者控除等の変更とかいろいろありますけれども、そうしたことの状況の説明をお願いしたいと。

それからもう一つは、今回、市長が課税方法を決定できるという項目についてがありますけれども、課税方法の変更とか、愛西市として独自にそうしたことを考えているのか、そういった対応をとるのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

**○総務部長（伊藤長利君）**

それでは、今回の改正によります影響について御答弁させていただきます。

今回の改正により影響がある主な項目といたしましては、平成30年1月1日からの所得に対し課税をいたします平成31年度の個人市民税の配偶者控除及び配偶者特別控除につきまして、配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるものでございます。

この見直しによりまして、平成31年度以降の個人市民税の減収額につきまして、国のほうでは全額を国費で補填するといったことを聞いております。

また、市長が独自に課税方法を決定できるといった項目についての説明でございますが、これにつきましては、所得税の確定申告が提出された後に住民税の申告書が提出された場合に、その住民税の申告書をもとに課税することを明確化した改正でございます。ゆえに、市長が独自に考えられるものではございませんので、よろしく願いいたします。以上です。

**○10番（真野和久君）**

今回の改正、特に配偶者控除の関係なんですけど、31年度からということであると、住民税の関係なので今年度のものが影響してくるのかな、その辺について説明をお願いできれば。

**○総務部長（伊藤長利君）**

今年度につきましては、影響は出てまいりません。

具体的に配偶者の合計所得金額の上限ということでございますが、現在45万円の控除額が90万円に引き上げられるということを聞いております。以上です。

**○10番（真野和久君）**

何でことしなのかという、改定なのかということについて説明をお願いします。

**○総務部長（伊藤長利君）**

済みません、答弁漏れで申しわけございません。

これは周知期間ということかと考えておりますが、急にこの控除の税制改正がいきなり出てきては対応ができないかということも含めてかと考えております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

◎日程第4・承認第2号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に、日程第4・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、専決事項の承認について（愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）についてお伺いいたします。

2点お伺いします。

まず、1点は改正が必要となった経緯というのが、具体的にどういう必要性があったのでこの改正となったのかをお伺いをいたします。

そして、この条例については現在、この条例に基づいた形で公務災害補償を行っているのか、また過去に行ったことがあるのか。もしあるのであれば、その内容についてお伺いいたします。

○消防長（足立信夫君）

それでは、改正が必要になった経緯でございますが、昨年11月24日に一般職の職員の給与に関する法律、いわゆる給与法が改正され、非常勤消防団員等の損害補償の算定基準がこの給与法に定められている扶養手当をもとに算定していることから、基準政令で定められている扶養親族加算額及び加算対象区分について改正することが必要になりました。

また、この条例により対象となる人のうち、現在までに公務災害補償を行ったことがあるかという御質問でございますけれども、今回の改正による対象者はございません。以上でございます。

○11番（河合克平君）

給与法によって、また段階的に下がっていくということになると認知しておりますが、配偶者控除、配偶者手当、それからお子さんの手当等については段階的に下がるのではないかと、まだ下がっていくのではないかとということも思っておりますが、これはまた来年度そういった条例改正が行われるという理解でいいか、1点お伺いいたします。

また、今回の改定に伴った内容で当てはまる人はいないということでしたが、この非常勤の消防団員についての公務災害を補償したことがあるのかということについてお伺いをしたところでありましたので、その内容について、補償したことがあるかないかということでお伺いをいたします。

○消防長（足立信夫君）

それでは、段階的にということでございますけれども、28年度以降、段階的に変更されることとなります。

続きまして、公務災害としましては、28年度に公務災害のけが等が1件ございます。27年度

も熱中症による事例がございます。26年度も1件、25年度につきましては2件の公務災害の事例がございます。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第20号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第5・議案第20号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第20号：愛西市国民健康保険税条例の一部改正について、3点ほどお尋ねをいたします。5割軽減・2割軽減の基準額を上げることによって軽減される対象の人数はどうなるのかお尋ねします。

また、収入の目安は幾らぐらいになるのか。

また、今回、上限額の変更がありませんが、それは何か理由があるのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、順次お答えをいたします。

まず、今回の改正に伴いまして軽減をされる対象の方々の人数でございます。

28年度の課税資料の状況で答弁をさせていただきます。

5割軽減につきましては、45の方が増となります。2割軽減につきましては、同じく42の方が増となる状況でございます。

それから、収入の目安ということでお尋ねでございます。

仮に、事例として65歳以上の単身世帯の方で年金収入のみ、なおかつ固定資産がないという場合を想定いたしますと、5割軽減につきましては所得額が75万円、2割軽減につきましては97万円という状況となります。

同じ状況で、65歳以上の2人世帯の方、どちらか一方に年金収入があって、固定資産がないという家庭を想定いたしますと、5割軽減につきましては102万円、2割軽減につきましては146万円といった状況になります。

また、65歳未満の方の事例で、単身の世帯で固定資産がない場合でございますと、5割軽減が60万円、2割軽減が82万円、同じく65歳未満の2人世帯の方で固定資産がない場合、5割軽減で87万円、2割軽減で131万円という状況でございます。

そして、最後、限度額の改正につきましては、これは今回の軽減対象の関係も含めまして基本的に政令による運用でこの国保の制度は動いております。国のほうの政令改正の上限の改定が今回なかったということでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

5割軽減・2割軽減の人数を答弁いただきましたけれども、合計で何人ぐらいになるのかというのと、わかりましたら全体の割合でどのくらいになるのか、お願いいたします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

軽減の対象の人数でございます。

同じく28年度の課税資料をもとにはじきますと、5割軽減を受けられるであろう方が2,639人、2割軽減を受けられる方が2,662人ということになります。

比率ということでございます。

申しわけございません、今ちょっと手元に総数がございませんので、申しわけございませんが、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第21号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第6・議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、3点ほど質問します。

まず、なぜ指定管理を行うかということについてお尋ねをいたします。

それから次に、社会教育施設につきましては、一般質問でも取り上げられておりますけれども、直営で行うべきだというふうに思いますが、その点はどうですか。

それから、3点目に対象となる施設、佐織公民館も対象となっていくのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（大鹿剛史君）

それでは、お答えをいたします。

指定管理者制度につきましては、施設の管理運営に関して民間のノウハウを活用して、住民サービスの向上及び経費の節減を図るために導入するものでございます。

民間のノウハウを活用し、市民が享受する公共施設利用に係るサービスのさらなる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、社会教育施設といえども指定管理者制度を行うべきであり、市といたしましても留意すべき点を十分に踏まえた上で進めていく考えでございます。

それから、今回の対象となっている施設は永和地区公民館でございます。以上です。

**○9番（加藤敏彦君）**

民営化を積極的にという市の方針に基づく答弁ですけれども、100%賛成できるようなものではないというふうに、民営化の問題点もありますので、その点はどのように理解しているのかというのと、この条例改正で永和ということが対象ですけれども、条例改正で他の公民館も対象になるのではないかというふうに思いますけど、その点はどのようなふうでしょうか、解釈として。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

指定管理導入につきまして、民営化の問題点という御指摘でございます。

当然、社会教育施設を指定管理で行うのであれば、社会教育法に基づいた規定に基づくそういった視点を持って指定管理者を選定していきたいと思っております。

それから、この条例に関しましては愛西市の公民館の設管条例でございますので、現在、愛西市にはこの永和地区公民館と佐織公民館の2館ございます。別々で設管条例は持っておりませんので、まず設管条例として指定管理ができることをこの条例改正でうたうということでございますので御理解をいただきたいと思っております。以上です。

**○議長（大島一郎君）**

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

**○2番（吉川三津子君）**

では、議案第21号について質問させていただきます。

公民館というのは、先ほど言われた社会教育法とか公民館法で縛られているわけですが、指定管理を募集するに当たり、または運営するに当たってどのような制約がかかってくるのか。今までいろんな指定管理を導入してきましたが、どんな違いがあるのか説明していただきたいと思っております。

それから、今、シルバー人材センターが入っていると思うんですけれども、公募をしていくのか、それとも市が指名していく方向にあるのか。こういった条例が出てくるからには、何らかの次の案ができていますと思っておりますが、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○教育部長（大鹿剛史君）**

公民館を指定管理するに当たりまして、社会教育法の中の公民館の項目に従った管理をお願いすることとなります。

主なものとして、まず公民館の目的を遵守すること。当然、公民館は教育・学術・文化に関する事業を行い、住民の教養向上、それから健康の増進等、そういった目的がうたわれておりますので、これを遵守することをまず第一といたします。

それから、公民館の事業を行うこと、住民への生涯学習活動支援を行うこと。

そして、制約といたしましては、営利団体への貸し出し禁止、営利事業の禁止、特定政党への支援の禁止、特定の宗教団体への支援の禁止などがございます。

それから、公募かどうかという御質問でございます。

市としては非公募を考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

この公民館というのは営利目的に利用できないということで、お隣の文化会館も営利目的にも利用できるということで、文化会館にしたわけでありまして。そうすると、やはり公募するに当たってどんな団体にしてやってもらうのか。結局は収益にはならないわけですね。そういった面から、もう既に候補的なところというのは目星をつけていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいのと。

今、永和地区にはコミュニティセンターと公民館の2つがあるわけですね。営利的に利用できるかできないかということの違いはあると思いますが、日常的な役割というのはどう違ってくるのか。具体的な利用方法を示して御説明いただきたいと思っております。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、指定管理者に関しましては今後指定管理者選定委員会で決定してまいりますので、現時点での御答弁は控えさせていただきます。

ただ、私どもが求める指定管理者として、当然その公民館の目的を遂行できる指定管理者を選定していただきたいと考えております。

あと、永和地区公民館に関しましては、これは佐織公民館とは違いまして非常に地区のコミュニティに近い施設だという認識は持っております。そういう点で、活動としては地域の方に御利用いただくための施設、そういった想定はしております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

質問とちょっと違って1点。

永和地区のコミュニティセンターがあるものですから、そのあたりとの違いというか、日常的な利用について、そこはどうなんだろうということをお聞きしました。

## ○教育部長（大鹿剛史君）

失礼いたしました。

確かに永和地区コミュニティセンターもございます。

ただ、永和地区公民館という名前はあっても、これもほぼコミュニティに近い状況の施設だという認識だということでお答えをさせていただいたつもりです。

ただ、公民館の指定管理ということで入れば、冒頭に申し上げましたとおり指定管理者の方には公民館的な活動を当然そこで行っていただく、コミュニティセンターとは違う事業を展開していただくことは必要だというふうには思っております。以上です。

## ○議長（大島一郎君）

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

### ○7番（山岡幹雄君）

数点あるんですが、皆さん質問されたので若干省略して、今回の議案第21号：愛西市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、なぜ今回の6月議会にこの永和地区の公民館指定管理制度が導入されたといった経緯ですね。ずうっと指定管理はほかの施設もやっておるんですが、その経緯についてお願いします。

それと、この施設が出張所として今使われてみえるんですが、その現在の位置づけなんですけど、そこが教育委員会の施設なのか市の施設なのか、一応私も聞きましたら、片方は市の施設、片方は公民館だということですが、その辺ちょっとわかる範囲で結構です、お答えください。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

まず、この指定管理に至る経緯でございます。

永和地区公民館は、現在、永和出張所も業務を行っておりますが、永和出張所は来年3月をもって廃止となります。4月より地区公民館のみとなることから、指定管理を検討することとなりました。

この施設の位置づけでございますが、旧佐屋町でこの建物が建ったときの名称が、佐屋町東部地区公民館及び永和支所ということで、公民館としての位置づけもありますが、支所としての位置づけも兼ねておりました。したがって、現在、私どものほう公民館の設管条例にもうたっておりますし、出張所も併設をしておるといふ、そういう位置づけであると御理解をさせていただきたいと思っております。以上です。

### ○7番（山岡幹雄君）

今の答弁で、設管条例の関係で、私もちょっとこの施設を見に行ったわけですが、実際、吉川議員も言われた関係でシルバーが施設に入っておるわけですが、施設内にも防災の施設、あとシルバーの倉庫等もございます。今後、敷地利用を含めて、指定管理を導入されるに当たって、その敷地料をどのようにされるのか。

あと、ちょっと先ほど御答弁の中に、今後の指定管理した中で、営利団体等には、ちょっと私の見解と違うかわかりませんが、貸し出しはしないような形ですが、シルバーは営利団体とは違うという位置づけなのか。今現在、目的外使用で施設は利用しているんですが、その辺、先ほどの御答弁の中で、ちょっと僕が理解したのはそういう関係で、シルバーは営利団体に入らないという位置づけでよろしいですか。

### ○教育部長（大鹿剛史君）

制約として、営利団体への貸し出しの禁止でございます。

シルバーに関しましては、現在は行政財産の目的外使用ということで市のほうは許可をしておるところでございますので、シルバーがこの施設のどこかの部屋を営利のために使うということになれば、それはいけないと思っております。

ただ、団体自体が営利団体かどうかということではなく、貸し出す内容によってということ御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ここで、お昼の休憩といたします。再開を午後1時半からといたします。

午後0時08分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（大島一郎君）

それでは、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第22号（質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第7・議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、5番・竹村仁司議員、どうぞ。

○5番（竹村仁司君）

議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、3点ほど質問いたします。

1点目に、補正予算書の12ページ、3款民生費、2項4目児童館費、15節工事請負費158万8,000円、児童クラブ室整備工事ですが、八輪小学校に決まった経緯と工事内容、また何名ぐらい収容できるクラブ室を想定しているのかお伺いします。

2点目に、14ページ、6款農林水産業費、1項5目農業土木費、13節委託料56万2,000円、実施設計等委託料4,043万9,000円、排水路改修工事・排水路維持工事ですが、この工事の必要性など、工事内容も含め説明をお願いします。

3点目に、同じく14ページ、6款農林水産業費、1項5目農業土木費、19節、補助金9,133万5,000円、土地改良施設整備事業ですが、施設整備事業の内訳をお伺いすると、補助の基準となるものをお伺いします。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それではまず私から、児童クラブの関係の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、八輪小学校に決まった理由ということでございます。

小学校の夏休み等の長期の休業中につきましても、登録児童が増加をいたしますことから、児童館・子育て支援センターでは、児童クラブの児童と親子で利用する方や一般来館の児童で混雑をすることとなり、児童クラブの実施場所について多くの施設での対策が必要となっている状況でございます。

特に子育て支援センターは部屋の数が少なく、夏休みなど朝から児童クラブの児童が利用す

る場合には、他の利用者の居場所の確保が困難となっております。とりわけ八輪子育て支援センターは、子育て支援事業などで親子の利用数も多く、児童クラブ室の面積も十分でないというところから、八輪小学校の図工室を活用することとしたところでございます。

また、工事の内容でございます。需用費のところでは門扉の改修を考えております。

そして、工事費といたしましては、空調の設置工事が大半を占めております。そして、仮設の間仕切りの設置工事も含まれております。そして、備品の購入費といたしまして、座卓あるいはジョイントマット、それからシューズボックス、ロッカー等を計上させていただいております。

そして、何名ぐらい収容できるのかということでございます。

今回、児童クラブ室として整備をする図工室につきましては、面積が90平方メートルでございます。現在、基準として1人当たり必要とされる面積が1.65平方メートルというところから計算をした場合は、50名程度までの収容が可能であるということでございます。以上でございます。

○産業建設部長（恒川美広君）

私のほうからは、農林水産事業費の関係で御答弁をさせていただきます。

13節委託料、15節の関係でございます。

委託料と排水路改修費は、刈高排水機のオーバーホールの実設計画委託料と工事請負費であります。そして、市が管理しています排水路の緊急修繕工事でございます。

排水路維持工事は、地元要望による排水路のしゅんせつ工事費でございます。

次に、土地改良施設の整備事業の関係でございますが、愛西市内の4土地改良区へ補助金として、単独土地改良事業費分としまして4,440万円、単独事業費分として2,000万円、緊急農地防災事業、山路地区へ640万1,700円、経営体育成基盤整備事業、開輪地区へ1,462万5,000円、海部土地改良区へ補助金で120万円、孫宝排水土地改良区へ補助金で170万8,200円です。補助金の基準となるものは、愛西市用排水施設等整備事業補助金交付要綱によるものでございます。

○5番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

少し再質問をさせていただきます。

1点目の児童クラブ室の整備工事ですが、先ほど部長のお話の中にも、夏休み多くの施設ということで、今後の児童クラブの定員オーバーによる環境改善が望まれる学区に対しては、積極的に行っていく方針であると理解すればいいか伺います。

2点目の排水機のオーバーホールによる整備ですが、刈高以外に市内には幾つの排水機があり、今後どのような整備計画になっているのか伺いをします。

それから3点目の土地改良施設整備事業ですが、補助金をつけるに当たっては、事業計画など書類の審査をされると思いますが、事業の実施中、あるいは事業の終了後に、事業計画と相違ないか現地確認等されているのか伺います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

今後の取り組みというお尋ねでございます。

現状、定員オーバーという状況のところは複数あるという認識を持っておりまして、それぞれの課の運営をしていただいております。あるいは具体的にいいまして、運営方針や経費、あるいは人員確保などの問題がさまざまございますので、そういったところをお話し合いをしながら、また、現状を職員のほうが出向いて確認をしながら、今後も検討をしてみたいと考えております。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず1点目の関係でございますけれども、愛西市内に関係する排水機場はということでございますけれども、47機場あり、その管理については土地改良区等が管理をしております。排水機場の管理者が修繕計画を立て、適正な管理をしております。

次に、検査といたしまして、報告関係でございますけれども、これにつきましては県営事業ということで、土地改良区が県の検査を受けて、その結果を市のほうへ報告書で県の結果を添付していただいているという形になっております。

○議長（大島一郎君）

次に、9番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○9番（加藤敏彦君）

議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について質問いたします。

1つ目は、今、竹村議員も質問されました、高排水機の実設計委託料ですけれども、事業計画として、年度の予定としてはどうなっているかと。予算規模ではどのくらいになっていくのかと、補助金、特に地元負担はどのくらいになるかについてお尋ねいたします。

それから、14ページの排水路改修工事ですけれども、先ほど竹村議員も質問をされましたが、地元要望によるというのはもう少し具体的にわかりましたら説明願いたいと思います。

それから、同じく14ページの土地改良施設整備事業ですけれども、今、事業名と金額が照会されましたけれども、地元負担として、交付要綱によるということですが、地元負担としてどうなっていくのかをお尋ねいたします。

それから、16ページの8款2項1目15節、地域内側溝・舗装工事1億2,000万円、これは前年度予算との比較、また地元要望をどこまでやれるかについてお尋ねいたします。

それから、同じく16ページですけれども、道路改良工事4,700万円につきまして、これは南河田工業団地の進入路の道路についてですけれども、設計は終わっているのか。それから、懸案の地主の了解は得られたのか。入札、工事の予定はいつなのか。それから、交差点の安全対策は大丈夫なのか。それから、南河田工業団地関係で市が扱った予算総額、きょうも照会ありました、説明があったと思いますけれども、予算総額。それから、南河田工業団地の募集はいつから行うのかについてお尋ねいたします。

それから、18ページですけれども、10款2項1目14節、事務機器借上料ですけれども、これは小学校、中学校とも出ておりますけれども、コピー機を複合機として統一するという理由、それから契約方法はどんな契約方法になるのかお尋ねいたします。よろしくお

願います。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、まず渕高排水機関係でございます。

渕高排水機場のオーバーホールの事業計画ですが、事業年度は平成29年度、事業費は委託料56万2,000円、工事請負費1,243万9,000円を合わせた1,300万1,000円となっております。補助金は、愛知県土地改良事業団体連合会からの交付金で1,170万円でございます。地元負担金はありません。

次に、排水路改修工事の内訳ですが、渕高排水機場のオーバーホールと排水路の緊急修繕費であります。排水路維持工事については、地元要望による排水路のしゅんせつ工事費であります。

次に、土地改良施設整備事業費の補助金の内訳でありますけれども、単独土地改良事業で行った排水路改修工事等で、4土地改良区に対しての補助金で事業費1億2,000万円、市の補助金は、県補助金60%、地元負担3%を差し引いた37%でございます。

次に、単独事業費分で排水路の修繕等維持管理事業費で、愛西市内4土地改良区への補助金で2,000万円でございます。

緊急農地防災事業、山路地区の排水路改修事業は、立田村土地改良区への補助金で事業費3,630万円でございます。市の補助金は、県補助71.1%、地元負担3%を差し引いた25.9%でございます。

次に、経営体育成基盤整備事業、開輪地区の排水路改修事業で、八開村土地改良区へ補助金で事業費7,500万円、市の補助金は、国・県で77.5%、地元負担3%を引いた19.5%であります。

次に、海部地区改良区への補助金は、維持管理適正化事業での揚水機場の改修工事で、事業費1,200万円、市の補助金は事業費の10%であります。

次に、孫宝排水土地改良区への補助金は、単独土地改良事業費での排水機場の改修で、事業費3,900万円、愛西市負担は170万8,200円であります。

次に、地域内側溝・舗装工事の予算額は前年度と同額となっております。

地元要望をどこまでできるかということですが、要望によりますが、地元からの優先順位をもとに現場を確認し、予算の範囲内で施工を行わせていただきます。

次に、道路改良工事費の4,700万円の関係でございます。

まず、設計関係については28年度に終わっております。

あと、土地の関係でございますけれども、現在交渉中でございます。

次に、入札、工事の関係でございます。地権者の了解を得て、土地所有移転が終了した後に、入札、工事に入りたいと考えております。

次に、交差点の安全関係でございますけれども、路面標示、案内看板などを設置し、警察等の意見も聞きながら安全確保に努めたいと考えております。

次に、市で使った予算総額につきましては、29年度予算まで含めまして総額約3億2,000万

円でございます。

公募関係時期につきましては未定となっております。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうからは、学校のコピー機を複合機として統一、更新する理由、契約方法等についてお答えをいたします。

現在、小・中学校で使用しておりますモノクロコピー機及びカラープリンターが平成29年度途中でリース満了を迎えるため、更新するものでございます。現行のモノクロコピー機は、コピー1枚当たりの金額で契約、現行カラープリンターは、リース、保守、消耗品の経費が係っております。

今回の更新は、カラー複合機としてコピー機能とプリンター機能を1台に集約するものでございます。今回の更新では、小・中学校全校を一括して更新するため、競争入札により低価格化が期待できます。また、複合機化し、ネットワークの機能を持たせるため、教育委員会から枚数の把握が容易になり、印刷枚数の抑制が可能となります。さらに、2台の機器を1台にすることで電気代の節約にもなろうかと思っております。

複合機の契約は、モノクロ1枚当たり、カラー1枚当たりの金額で契約することにより、コストダウンと事務の簡略化を図っていきたいと考えております。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

湧高排水機は、単年度でこの事業は終わるということでよろしいでしょうか。確認をしたいと思えます。

地域内側溝・舗装の工事ですけれども、前年同額ということですが、前年度、補正で増額されたということはないでしょうか。

あと、地元要望は予算額の範囲ということですが、いつも予算不足の問題が出ておりますけれども、そこら辺でやっぱり今後の補正も含めての対応を考えるのか、このまま年度最後までいくのか、その点についてお尋ねいたします。

それから、土地改良工事、南河田工業団地ですけれども、地主の了解が得られたことに対して交渉中ということで、非常に微妙な答弁ですけれども、この交渉が土地の移転が終了後に入札ですから、この見通しについて再度お尋ねいたします。最悪交渉がまとまらない場合はどうされるのかについても確認をしていきたいと思えます。

それから、コピーの複合機ですけれども、一つは一般競争入札でそういう業者が何者もあるのかということ、それから契約年数は何年で予定をされておられるのかということ。あと、台数としては変わらないのか、学校で使えるコピー機の数としては同じ数になっていくのかどうか確認をさせていただきます。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、湧高関係でございますけれども、これは単年度事業でございます。

次に、地域内要望の予算、補正はということでございますけれども、予算の範囲内で施行をしてみたいと考えております。

それと、地主の交渉中の見通しということ、引き続き交渉をしてまいりたいというふうに思っております。

1点、地域内関係の過去に補正はなかったかということでございますけれども、過去に補正はないというふうに記憶しておりますけれども、ちょっとデータがありませんので申しわけありません。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず競争入札の関係でございますが、当然私どものほうに指名願が出ております業者は、競争入札をやる分だけ複数者はございます。

それから、契約年数については5年でございます。

それから、各学校の台数でございますが、現在、モノクロとカラーのプリンターをそれぞれ各学校複数台ずつ持っておりますが、それを1台ずつに集約をしていくということです。各学校の台数については、ちょっと手元の資料ございませんので申しわけございません。台数としては、それぞれ統合されることにより半減以下になるということでございます。以上です。

○9番（加藤敏彦君）

南河田工業団地の入札の件ですけれども、地主の了解が得られない場合どうするかという念押しの質問をいたしましたので、答弁いただきたいと思っております。

○産業建設部長（恒川美広君）

交渉を早い時期にまとめて発注をしたいというふうに考えております。

○議長（大島一郎君）

次に、10番・真野和久議員。

○10番（真野和久君）

ちょっと何点かありますが、最初に12ページ、企画費の中で総合計画の印刷製本費が上がっています。総合計画案に関しては、議会のほうに具体的な、例えば中間的な報告等も上がっていない状況の中で、今後の日程について説明をお願いしたいというふうに思います。

同じく12ページで、災害対策総務費なんですけど、今回、非常用備蓄品ということで何をどこに備蓄するのか、充足率とか備蓄品の分散配置の状況ですね。

また、避難所用防災備品をどこに配備するのかということですね、2つ目として。特に、現在、浸水の可能性が高い地域では、避難用ボートなどの増設の声も上がっていますので、そうしたものの対応等についてはどうするのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから2つ目ですけれども、12ページの児童館費、先ほど竹村議員も質問をされていましたが、現状、児童館から子育て支援センターの受け入れの現状についてお尋ねをしたいと思います。どこが一杯になっていて、それぞれに対して今後の計画、そのものが具体的にあれば御回答ください。

それから3つ目ですけれども、農業委員会関係ですけれども、農業関係で最初に農業委員会費、全国農地ナビという話がありましたが、これをどのように活用するのかについてお尋ねをします。

それから、同じく農業振興費の中で、経営体育成事業費と産地パワーアップ事業費というのが今回計上されていますけれども、それぞれ具体的にどのようなところでどういう形で支援をするのかについてお答えをください。

それから、都市計画費のほうに行きますけれども、親水公園東ゾーン整備の工事請負費について出ていますけれども、今回フットサル場ということなのですが、このフットサル場の建設に当たってどのような要望があって、どんな議論の中で決定をされていたのか。また、フットサルに関してですけれども、愛西市におけるフットサルの競技人口というのはどのぐらいあるのか。また、ほかのスポーツに比べてどういう状況にあるのか。それから、個人的にはフットサルは愛西市の中ではまだまだこれからという感じがしますけれども、今後、市として例えばフットサルのPRや普及などにどう努めていくのか。例えば大会をやっていくのか、プロチームの誘致をしていくとか、そういったことを含めて、どのように考えているのかについてお尋ねをしたいと思います。

それから次に、教育総務費の関係に行きます。

今回、教育総務費として、16ページですが、学校教育研究委嘱校委託事業と道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業ということでありまして、それぞれの事業の中身について具体的に説明をしていただきたいのと、どこの学校が担当するのかということについてまず説明をお願いします。

○企画政策部長（山内幸夫君）

私からは、総合計画の関係で御答弁をさせていただきます。

第2次総合計画の策定につきましては、平成28年中に市民意見聴取を集中して実施をしてまいりました。内訳としましては、各種アンケート調査やワークショップ、公共施設での掲示板による意見収集となります。

これらをもとに、総合計画審議会など各種会議で協議を重ねまして、素案を作成いたしました。内容につきましては、3月24日の全員協議会で、アンケート結果や基本構想部分についてまとめた冊子を御配付させていただきましたとおりでございます。

また、今後の日程につきましては、パブリックコメントを実施しまして、答申ができ上がった後に、議会で御審議をいただく予定をしております。以上でございます。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは私から、防災対策総務費についてのお尋ねにお答えいたします。

5点ほど御質問があったかと思えます。

まず最初に、非常用備蓄品は何をどこに備蓄するかの御質問でございます。

品目別に申し上げますと、フリーズドライビスケットと災害救助用クラッカーは、須依町にあります市の防災備蓄倉庫、以下須依防災倉庫とお答えさせていただきますが、そちらのほうへ配備をいたします。アルファ米につきましては、佐屋小学校、佐屋西小学校、永和小学校、立田南・北小学校、八輪小学校、北河田小学校、勝幡小学校、草平小学校、西川端小学校、立田中学校、立田体育館、須依備蓄倉庫、佐織総合福祉センターへ備蓄いたします。保存用よう

かんにつきましては、佐織備蓄倉庫へ備蓄いたします。保存水につきましては、各小・中学校と立田体育館、佐織体育館、親水公園体育館、八開水防倉庫へ備蓄します。即席かゆにつきましては、須依備蓄倉庫へ配備します。サバイバルフーズにつきましては、八開水防センターへ配備します。避難所用マットと要配慮者用サポートマットにつきましては、永和中学校へ配備いたします。トイレ凝固剤につきましては、八開水防センターへ配備いたします。ガソリン缶につきましては、須依備蓄倉庫と八開水防センターへ配備いたします。そのほか、紙おむつ、哺乳ボトル、粉ミルクにつきましては、佐織備蓄倉庫へ配備いたします。

次に、非常用備蓄品の充足率という御質問でございます。

今年度、備蓄品購入後のものについて、主なものについて申し上げます。

市にて設定しました目標数値に対しまして、フリーズドライビスケット、災害救助用クラッカー、アルファ米、即席かゆ、サバイバルフーズにつきましては100%の充足率になります。保存用ようかんにつきましては76%、保存水につきましては50%の充足率でございます。避難所用マットは43%、要配慮者用サポートマットにつきましては77%、トイレ凝固剤につきましては59%の充足率となっております。

続きまして、非常用備蓄品の分配配置の状況についての御質問でございます。

先ほど申し上げておりましたように、各小・中学校等の避難所へ分散配備をしており、配備状況につきましては、非常用備蓄品管理台帳で管理把握をしているところでございます。

次に、避難所用防災備品はどこに配備するかという御質問でございます。

主なものについてお答えいたします。

組み立て式トイレを立田中学校、八開中学校、永和地区公民館へ配備します。災害用移動炊飯器を佐屋中学校、永和中学校へ配備します。投光器・コードリールセットにつきましては、立田南部・北部の防災コミュニティセンターへ配備をいたします。

続きまして、浸水可能性地域での避難所用ボートの増設という御質問でございます。

現在、愛西市全域が浸水可能性のある地域となっておりますが、市内の水防倉庫、消防団分団倉庫など35カ所にボート79艇が配備しております。今後の配備予定でございますが、新しくボートを増設していく予定はございません。

私からは以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは、私から、児童クラブの関係のお答えをさせていただきます。

まず、八輪の児童クラブにおきます状況でございますけれども、夏季の休暇中の登録者が現在29名という状況になっております。その全てが八輪の小学校を利用させていただくこととなります。

また、市全体での児童クラブの登録の状況でございますけれども、各児童クラブの合計で約900名の方が登録をしてお見えになります。そのうち夏休み等の長期休暇のみの希望の方が約350名という状況になっております。

先ほども御答弁をさせていただきましたけれども、この待機についての考え方につきまして

は、運営方法や経費、人員確保などの問題もございますので、管理をしていただくところとの話し合い等を今後も続けていく予定であります。したがって、現在、計画というようなものはまだ持ち合わせておりませんのでよろしくお願いをいたします。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

全国農地ナビの関係から御答弁をさせていただきます。

全国農地ナビとは、農地情報公開システムの通称でございます。農地中間管理機構による農地の集積・集約化を進めるため、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化、地図化して全国で一元化的に公開するものであります。

活用につきましては、このシステムによりインターネットを利用して、経営規模の拡大や新規参入を希望する農地の受け手が希望の農地を探したり、農地中間管理機構や市町村、農業委員会が農地集積・集約化に向けた調整活動に活用するといったことができるようになりました。

次に、経営体育成支援事業費と産地パワーアップ事業費の関係でございます。

経営体育成支援事業は、認定農業者や認定新規就農等の地域の中心的農業経営体を対象とした国の間接補助事業であります。それらの経営体の育成・確保を推進するために、農業機械等の導入にかかわる経費の一部を支援いたします。

今回は、イチゴ栽培を主体とする経営体導入する高設養液栽培システムの補助金として計上をさせていただきました。

産地パワーアップ事業とは、地域再生協議会が作成する産地パワーアップ計画に基づき、意欲のある農業者等が行う販売額の増加や経営コストの削減を目標とした取り組みに対して支援を行う国の補助制度であります。

今回は、イチゴ栽培を主体とする経営体がリース導入する高設養液栽培システムの補助として計上しました。

経営体支援事業、産地パワーアップ事業ともに国の補助事業であり、市の持ち出し分がありませんが、今後も活用については、農業者の方から要望があれば積極的に活用してまいりたいと考えております。

フットサルの関係でございます。

どのような要望でどのような議論という関係でございますけれども、スポーツ施設の選択については、4半期ごとにアンケートを行っており、その結果等も考慮させていただきました。また、施設の利用実績、講座や教室の申し込み状況などを参考にしつつ、比較的用户が多く競技も盛んであるフットサルとしました。

利用実績などにつきましても、平成28年度のフットサル講座では延べ約800人が受講されており、需要は高いものと認識をしております。また、東ゾーンは限られた敷地の中で整備する必要があることから、比較的工事費や維持管理費を抑えることができる小規模な屋外スポーツ施設として選定いたしました。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

私のほうから、フットサルの関係についてお答えをさせていただきます。

まず、愛西市のフットサルの競技人口でございますが、これはちょっと把握できません。ただ、昨年度、親水公園総合体育館を使用されたフットサルの実績で報告をさせていただきます。延べ利用回数は市内の方で70回、市外が13回、合計で83回。延べ利用者数は市内の方で797名、市外で294名、合計で1,091名という状況でございます。

また、ほかのスポーツに比べてどうかという御質問でございますが、現在、市の体育協会やスポーツ少年団での団体登録がない状況でございますので、比較するのは困難だということで御理解をいただきたいと思えます。

今後のフットサルの市の考え方でございます。

現在、愛知県がFIFAフットサルワールドカップ2020の開催地の立候補をしております。そういった状況と、今後の愛西市での活用状況等を見ながら検討をしてみたいと考えております。

次に、学校教育研究委嘱校委託事業でございます。

これは平成29年度から30年度の2年間の愛知県の研究委託事業でございます。学校を指定してその研究を委嘱し、学校教育の質的向上を図り、これからの社会を自立的に生きる生徒の育成を目指すことを目的とした事業でございます。

具体的には、永和中学校の教員に対し、生きる力を支える確かな学力の育成を目指し、学習指導要領改訂のポイント等から研究課題を考え、教育課程のあり方について再構成、工夫をし、実践研究を行ってまいります。

もう一点、道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業につきましても、県からの委託により、児童・生徒の心に響く道徳教育の指導のあり方について研究を深めていく事業でございます。

具体的には、学校の目指す児童像に迫るために、草平小学校の教員に対し、道徳教育に係る外部講師を招いた計画的な研修及び検証の実施をすることで、道徳の時間において各教科や領域との関連づけた多様な教材の効果的な活用、指導方法について研究し、教育における指導方法の工夫・改善を推進するものでございます。以上です。

○10番（真野和久君）

再質問で行っていきたいと思えますけれども、1つ目としては、まず総合計画の関係です。確かに3月に説明の概要的なものはもらったんですけれども、具体的なものはほとんど、中身はほとんどわからない状況にあります。このままいくとパブコメの前ぐらいに案が出されて、それでパブコメやって、その後も議会へ提案という状況になっていくのではないかなというふうに思いますが、そういう点でいくと、やはりある意味、議会であつという間に審議して、そのまま通しておしまいという話になってしまう。特に、うちの総合計画については、全体の計画だけじゃなくて、実施計画等も含めてかなり具体的なものを議会で議論することになっていきますので、その点を考えると、突然3月議会にぽんと出されると、じゃあその会期中に議論してくださいというのでは、非常にちょっと議論が十分できるのかどうかというところもなかなか難しいのではないかなというふうに思うわけですが、そういう点で言うと、ある程度固まっ

た段階での、例えば議会への報告とか、それから、例えばパブコメ前から含めてやっぱりしっかりとそうしたことをやっていただきながら、議会の中でも、議会としてもしっかりと議論ができるような形を何らかの形で検討していく必要があるのではないかなと。これは当然、議長を含め議会の中での検討も必要なわけですけども、市としてもそうした議会とかの要請があればそうした対応ができるのか答えていただければと、市長でも答えていただければと思いますので、ちょっとそのあたりの考え方についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2つ目の防災備品についてですけど、先ほどかなり丁寧に説明をしていただきましたが、とても書き切れる状況ではないので、またぜひ一覧表か何かでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

あと、舟艇、ボートについてですけども、特にああいうのは、当然全体が浸水地域であるとかわかってはいるんですが、特に永和地域とかかなり浸水が深くなる場所に関しては、避難についてかなり心配の声も出ているわけですけども、そうしたところでの特別な対応とかは検討をしていく必要がないのかということについてお尋ねをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

それから、児童館関係ですけども、要はできるところからやっていくというようなところではないかなというふうに思いますが、現状でいくと、先ほど全体の話はされましたけれども、個々の児童館でいくと、特に長期休暇中に定員を大幅に上回っているところというのはほとんどなのか、あるいは幾つかなのか、そのあたりをちょっと御説明をお願ひしたいというふうに思います。

それから、農業関係ですけども、先ほどの説明で経営体育成支援事業費も、産地パワーアップ事業費も、それぞれのものはあるわけですけども、経営体のほうだと個人農業者かな、産地パワーアップのほうと全体的な事業として、グループでやっている場合などに支援をするというような話も伺いましたが、両方ともイチゴ栽培にかかわる施設についてというような状況だったので、ちょっと支援の対象とか、支援の方法について、どう違うのかについて説明をお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、フットサルの関係なんですけど、先ほど4半期ごとのアンケートを参考にしたとか、利用の状況も含めてという話ではありましたが、フットサルの講座の延べ800人というのは、親水公園のほうが集めた状況になっていて、それも主にちびっ子とか、子供などを対象にしたのが中心だったのではないかなというふうに思うので、そういう点でいうと、やはり競技としてのフットサルというところをいうと、どこのどのあたりまで大人になっても続けていただけるのかなというのがありますので、ちょっとその辺も含めて、さっき教育部長のほうからは、フットサルとしての利用は70回と13回とか、大体延べでいうと1,000人近い利用があるという話もありましたが、そういったところでいくと、フットサル、ただつくってどうやって盛り上げていくのかなというようなところもやはりなかなかこれからまだまだ微妙だなというふうに思いますので、そのあたりで考えていることがあれば。

特に先ほど教育部長のほうにありましたが、いわゆるスポーツ団体として市の中の体協にも

まだそうしたグループもないような状況ということでもあるので、そうした点でもある意味フットサルはこれからというような状況だと思うので、その点でもやはりきちっとやっていかないと、単に利用してもらっているだけみたいな状況になってしまいますので、その辺あたりの対応についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから施設の問題ですけれども、先ほども維持管理費ができるだけ安いということでの小規模屋外施設ということで検討されたという話でありましたが、人工芝を張った2面のコートですかね、要は汎用性、いろんなことに使えるような状況というのも必要だとは思うんですよね。フットサルしかできないような状況では困りますので、そういったことはどういうふう考えているのかについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それからあと、道徳教育の抜本的改善・充実にかかわる支援事業に関してですけれども、今度の指導要領で、道徳の教科化のことが言われていますけれども、そういったことの対応というのも非常に危惧される場所もあるんですが、それとの関連ですね。今回の支援事業はあるのかないのかについて確認をしたいというふうに思います。

○市長（日永貴章君）

それでは、私から最初に御答弁をさせていただきます。

まず、第2次総合計画の件でございますけれども、御承知のとおり総合計画審議会のほうに現在諮問をしておりますので、その工程によって、議員おっしゃられるとおりに議会に出せるものがあれば、我々としては状況を見ながら求められれば当然情報はお出しをしたいというふうに思っております。一応今のところ聞いておりますと、諮問に対する答申が10月ごろだというふうに我々聞いておりますので、そういったことも多分関連するのではないかなというふうに思っております。

あと、フットサルの件でございますけれども、サッカーをメインでやってみえた方々が、今度ある程度年齢になったらフットサルをやられる方も大変多くなってきているということも伺っておりますので、やはりフットサル場を我々としては整備するのであれば、今後愛西市でフットサルということをどのような位置づけで取り扱っていくのか、また団体さんができれば、当然我々としては体育協会等に加盟をしていただいて、一緒に体育協会を盛り上げていただきたいというふうに思っておりますので、できる限り市に貢献するような状況にしていきたいというふうに思っております。

あと、フットサル場2面ということでございますが、議員おっしゃられたとおり、フットサルのみならずほかの利用状況ができるようなことが考えられれば、そういった貸し出しも当然考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

私からは以上でございます。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

私から、舟艇、ボートのことについてお答えさせていただきます。

まずその前に、備蓄品の保管の一覧ということでございますけれども、また担当課のほうへ

言っていただければお渡しできるかと思しますので、よろしく申し上げます。

ボートについて、永和地区の心配の声があるということでございますけれども、永和地区は昨年もですが、ことしも実践的防災教育ということで、永和地区を対象にそういった訓練を実施しております。そういったところからこういった浸水可能性の地域での避難ということを考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○児童福祉課長（加藤敏樹君）

児童クラブ登録数に対しまして募集人員の多い児童館としましては、永和児童館と草平児童館、北河田児童館、西川端児童館などが上げられます。その中で、特に夏休みの利用登録が多い児童館としましては、永和児童館と北河田児童館、西川端児童館などが上げられます。以上です。

○産業振興課長（滝川豊彦君）

経営体支援事業につきまして、こちらは人と農地のさまざまな問題を解決するための計画であります人・農地プランに位置づけられている農業経営体のことでありまして、愛西市では認定農業者や認定新規就農者など合計187の経営体がこれらに当たります。それらの方が機械を導入する際の支援となっております。

産地パワーアップ事業のほうにつきまして、こちらは事業計画に位置づけられている中の農業者ということでございます。それらの方々が農業用機械をリース導入する際に対して支援をするものでございます。以上です。

○教育部長（大鹿剛史君）

この道徳の支援事業が道徳の教科化と関係があるかという御質問についてお答えいたします。

以前より道徳教育に関する支援事業はございましたが、文部科学省が設置しました道徳教育の充実に関する懇談会において、道徳の時間を特別の教科道徳として位置づけることが適当である旨が平成25年12月に報告されております。それを受け、平成26年度から道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業を新たに設け、教科化を見据えた内容で実施されております。以上です。

○議長（大島一郎君）

それでは、次に11番・河合克平議員、どうぞ。

○11番（河合克平君）

では、平成29年度愛西市一般会計補正予算について質問をいたします。

まず、8ページにあります歳入で、農業補助金ということで、今、詳細は、概略はお話をいただいたところではありますが、この収入と補助金というのはどういった対象と目的、例えばこれを受けるためにはどんな申し込みをしてどんな審査があるのか、どんな内容に使えるのかということについて、再度もう少し詳しく教えていただけますか。これによって申し込みをして今回イチゴ農家に対してということにはわかったんですが、一般的に広くこういう補助金というのはどういう内容になるのかということについてお伺いをします。

続いて8ページの県支出金、消防費県補助金、消防施設費補助金について198万9,000円とい

うことで、これについては県がどういう内容でどういうものが買えるのか、どういうことに使えるのかという目的、それから対象、そういったものの内容をお伺いします。

続いて繰入金の基金繰入金、市民協働まちづくり基金繰入金2,000万円についての質問であります。

市民協働まちづくり基金というのは、基金の性格上、一応27年の残高を28年に対してはその事業に充てるということで、ほとんど取り崩しをして使っていくと、特別財源として使用していくという流れを今あるところではありますけれども、3月議会でもありました、広報「あいさい」にも紹介されました、ことしの2月の広報「あいさい」に載っておりますが、大井町の方から2億5,000万円の寄附をいただいたということがありました。そういったことを考えると、今回、当初予算では7,500万円市民協働まちづくり資金を取り崩している。今回の2,000万円で合計9,500万円ということの取り崩しになりますが、9,500万円というのはどの事業の財源であるのか、そのことについてお伺いをいたします。2,000万円については、どうも健康センターのところに入っておりますけれども、9,500万円全体としてどこになるのかということをお伺いしてください。

続いて同じ8ページ一番下のところ、土地改良施設維持管理適正化事業交付金というのが1,170万円ということで交付されておりますが、この交付金の性格と、その目的についてお伺いをいたします。

続いて10ページ、市債の臨時財政対策債1億5,000万円の補正でございますが、これについて臨時財政対策債、この間何度もいろいろと討議の中でお話がありますけれども、この目的と使い道、また29年度の限度額についてお伺いいたします。

続いて、すぐ下の親水公園東ゾーン整備事業費ですが、1億2,820万円の起債ということで、この起債については合併特例債が適用されるのかどうかということとあわせて、スポーツ振興くじの助成金というのがあるんですけれども、その助成金の検討すべきではないかということとは1つ考えております。スポーツ振興くじについては、お金がいただけるという助成金になるものですから、その申請について、今回そういう取り組みをしていくということは特に補正予算等には載っておりませんが、そういった財源を確保するという努力はするのかどうか、どういう状況なのか、また1億2,800万円の起債がそれによって少なくなるということもありますので、そういったことについてお伺いいたします。

続いて12ページになります。

12ページの民生費、老人福祉費の需用費、工事請負費についてですが、修繕料ということで105万2,000円ありますが、以前にもお話ししたことがあるんですが、老人福祉センターの簡易な修繕、特に老人福祉センターの玄関の階段に手すりをつけたらどうかというような、そういう設置をする費用などが含まれているかどうかについて確認です。

続いて14ページになります。

14ページの保健衛生費、予防費について、健康なまちづくり事業についての質問であります。健康なまちづくり事業の対象または概要、そして報償費38万円の内容、そして印刷製本費27

万9,000円、何枚ぐらいつくってどのような配付をするのか。また、委託費438万2,000円については、どのような業者にその委託をしてもらうのかということがまず詳細でお伺いしたいというのと、この健康なまちづくり事業について、何を目標としてどんなことが効果として上がるのではないかと考えて今回事業を進めるのか、目指すべき効果というのを伺いしたいと思います。

あと続いて、同じく保健衛生費の保健衛生施設費、工事請負費2,784万9,000円の屋上防水改修工事ですが、今、遮熱塗料とあって、夏などに中が熱くならないような塗料も含めた工法が今盛んに行われておりますけれども、そういった工法を利用するのかどうかについて伺いたします。

続いて16ページの消防費、消防施設費の工事請負費の中で、消防団詰所修繕費というのはどこでどんな内容なのか、また消火栓の新設300万円というのはどの内容なのかということについて伺いたします。

以上、お願いします。

○産業建設部長（恒川美広君）

それでは、農業費補助金の対象と目的でございますけれども、経営体育成支援事業は、農業従事者の高齢化、後継者不足など、人と農地のいろいろな問題を解決するための計画であります。人・農地プランに位置づけられた地域の担い手の経営を支援し、意欲ある担い手の育成、確保を目的とした事業となっております。

予算配分に当たっては、ポイント制で優先順位を決めており、農業経営面積の拡大や農業経営の法人化、新規就農者などに特にポイントが加算される仕組みとなっております。

補助内容は、中心経営体等が融資を受け、農業用機械等を導入する際に取得価格の10分の3以内の補助をするものでございます。

次に、産地パワーアップ事業は、農地、畑作、野菜、果樹などの産地が、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取り組みについて総合的に支援をすることで、産地の競争力、販売力の強化、品質の平準化、収穫量や販売額を増加させることなどを目的としております。

補助内容は、農業者、農業団体が販売額の増加や経営コストの削減を目的に導入した機械や機器のリースに要する費用の2分の1を補助するものでございます。

次に飛びますけれども、土地改良施設維持管理適正化事業交付金の性格と目的という関係でございます。

土地改良施設維持管理適正化事業交付金は、事業主体が事業費の30%を5年間に分けて土地改良事業団体連合会に拠出し、連合会がこれに国30%、県30%の補助を合わせて事業費の90%を交付するものであります。

維持管理適正化事業は、排水ポンプなどの分解修理や機械などの部品を交換など、定期的に行う必要のある施設の整備補修に対する助成制度となっております。

次に、親水公園の関係でございます。

親水公園の整備工事の事業費につきましては、合併特例債を予定しております。

議員言われたスポーツ振興くじ助成金の整備工事が、助成対象事業の募集枠に合致するようであれば応募をしたいと考えております。以上でございます。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

私からは、消防施設費補助金の対象と目的についてをお答えします。

今回、補正予算をお願いしました避難所等における非常用備品、防災用備品について、市町村の南海トラフ地震等防災対策を促進することを目的としている県費補助金を活用するものでございます。

補助対象となる事業といたしましては、5つほどありまして、まず1つ目が建物被害軽減対策事業、2つ目が地域防災力強化事業、3つ目が災害時要配慮者対策事業、4つ目が孤立集落対策事業、5つ目が災害初動期対策事業でございます。

今回、非常用備品として計上しました備蓄食料、食料とか水でございますが、そちらのほうで災害初動期対策事業、これは5つ目の事業でございますが、中の備蓄食料等強化対策事業の対象となります。

また、非常用備蓄品のうち災害補助マットと、災害備品として計上しました災害用移動炊飯器、組み立て式トイレなど防災用機材費につきましては、初めに申しあげました建物被害軽減対策事業の中の避難所機能向上事業の対象となるものでございます。以上でございます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、私からは市民協働まちづくり基金について御答弁をさせていただきます。

市民協働まちづくり基金は、平成20年4月1日に愛西市寄附金条例が施行されたことによりまして設置をされております。

寄附金は、寄附者の社会的なニーズを反映するため、市の提示いたしました施策メニューの中から選択をしていただき、目的に合った事業に活用しております。前年に集まりました寄附金を翌年の事業に充当する運用をしております、その際に基金を活用させていただいております。

次に、基金の残高でございます。

平成27年度末で766万9,039円、平成28年度の17の事業に616万9,102円を充当させていただきました。そして次に、平成28年度末の残高でございますが、これにつきましては多額の寄附が加算されておまして、2億7,374万9,069円でございます。また、次に今年度の当初予算ですが、骨格予算のため政策的経費は補正予算計上となっております。今回、2,000万円の補正をお願いいたしまして、保健衛生施設費に取り崩して充当を考えております。

また、当初予算で充当分が7,541万2,770円の予算計上となっております。今回と合わせて9,500万円ほどになるということで、その事業の内容ということですが、当初予算分を合わせますと、在宅障害者扶助料補助とか敬老事業、また緊急通報システム事業といった事業に充当をしておる状況でございます。よろしく申し上げます。

続きまして臨時財政対策債につきましては、その目的と使い道、借り入れ限度につきまして御

答弁をさせていただきます。

臨時財政対策債は、国の地方財政対策の制度改正によりまして平成13年度から設けられました特例地方債でございます。この臨時財政対策債の発行可能額は、各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮いたしまして算出いたします財源不足額基礎方式により算定をされるものでございます。

その目的といたしましては、地方財政全体における一般財源の不足に対処するためであります。また、投資経費以外にも充てられることが認められております特例地方債でございます。

また、借り入れ限度額に対する御答弁でございますが、平成28年度は8億7,396万円でございます。また、平成29年度は現在まだ未定でございます。以上でございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それでは私から、まず老人福祉費の修繕費の関係について御答弁を申し上げます。

今回の補正に佐屋の老人福祉センターの玄関の手すりの設置の費用は含まれておりません。よろしく申し上げます。

それから続きまして、健康なまちづくり事業についてでございます。

まず、対象者でございますが、20歳以上のウォーキング程度の運動に支障がない方で、募集をする定員といたしましては300名を予定しております。

それから、事業の概要でございますが、ウェブシステムを使いまして、体につけた活動量計で測定をしたデータ管理をすることによりまして、ウォーキングの普及と運動習慣をつけるための支援事業でございます。活動量計で測定いたしますその値を確認できるほか、スマホやパソコン等で自分の運動状況がグラフ化された画面が確認できたり、こちらの事務局サイドでもその数値の状況を把握することができるというものでございます。

この事業につきましては、8月ごろから周知を始めまして、参加者を募集し、10月から2月までの5カ月間、活動量計を身につけてウォーキングを行っていただきます。また、期間中にはバーチャルウォーキング大会、仮想のウォーキング大会などの設定をいたしまして、楽しみながら歩いて進めていただく内容を盛り込もうと考えております。そして、事業終了後の3月には、効果的な運動となる一定基準を達成された方の表彰と、バーチャルウォーキング大会の運動結果の上位者の表彰を行いまして、歩くことの大切さ、継続することの必要性についての動機づけを行いたいと考えております。

次に、報償費の内訳でございます。

この事業の推進体制として立ち上げます健康なまちづくり事業推進委員会の委員の方々の報酬、そして事業開始説明会、終了イベントでの運動指導と講演会での講師の謝礼等でございます。

それから、印刷費に関しましてでございます。

主に周知用のチラシといたしまして、3万部印刷をする予定でございます。それを市内公共施設、関係機関等で配付する方法で周知を考えております。

それから、委託の事業者につきましては、今回、企画をいたします市の事業内容を実施する

ことが可能な業者による指名競争入札で決定をしたいと考えております。

それから、目標と目指すべき効果はということでございます。

目標といたしましては、運動習慣者をふやすことで、生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸したいと考えております。

目指すべき効果といたしましては、運動習慣者がふえることで、健康診査の結果、肥満度や血糖値、それから血圧などの改善や生活習慣病の医療費の抑制につながることを期待しております。長期的に検証をしていく考えでおります。

それから、続きまして屋上防水の改修工事の関係でございます。

この工事につきましては、平成27年度に実施をいたしました健全度調査の結果に基づきまして、防水の耐用年数を過ぎた屋上の工事として、遮熱塗料を用いた工法ではなく、ウレタン塗膜防水工事としてを行うものでございます。以上でございます。

○消防長（足立信夫君）

それでは私のほうからは、16ページの消防費、工事請負費のまず最初、消防団詰所の修繕はどこでどのような内容かの御質問でございます。

場所は、佐屋町にございます佐屋第1分団の分団車庫で、内容につきましては、雨漏りが発生しているための防水修繕工事になります。

次に、消火栓新設300万円はどこかの御質問でございます。

佐屋、立田、八開、佐織地区、各地区1カ所で、合計4カ所を計画しております。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

では、ここで暫時休憩とさせていただきます。休憩の後、再質問です。3時5分まで休憩をさせていただきます。

午後2時51分 休憩

午後3時04分 再開

○議長（大島一郎君）

では、休憩を解き、再開をします。

河合克平議員の再質問から始めさせていただきます。

河合克平議員。

○11番（河合克平君）

では、再質問をいたします。

農業費補助金についてですが、経営体育成事業補助金は30%補助率ということなので、1,000万円の計画で300万円ということなんでしょうね。産地パワーアップ事業補助金は4,000万円の計画で2分の1ですから2,000万円ということなのですが、これは申請の仕方というのか、どういう形で申請をするとこれが使えるのかというのを、簡単にいいので教えていただけますか。どういう内容なのかというのとはわかりましたが、どういう申請をして使えるのか、誰が審査をするのか、また、これは事業者として二重に受け取る申請ができるのかどうかについて

てお伺いいたします。

続きまして、消防施設補助金ですが、これについては5つほどのメニューがあるということだったんですが、補助率というのは何%ということで決まっているんでしょうか。また、補助金をいただくための計画を事前に提出して決定してくるという流れになるのかと思うんですけども、その辺のことについてお伺いします。

続いて市民協働まちづくり資金についてですが、寄附金についてですが、27年に寄附していただいたものを28年に使うということで、27年の決算と28年の事業予定ということで、今ホームページには記載がされています。それを見ると、例えば27年で修学旅行費219万1,000円で3万円の寄附金を使ったと。1.37%寄附金を使いましたよと。ただ、28年度の予定は191万1,000円で15万円の寄附金を使って、7.85%の寄附を使ったと。いわゆる一般会計で行っている内容について補填をするような、そんな事業の使い方であります。例えば農畜産については、27年でいうと81万3,000円の事業費の中38%が利用されていると。28年度の予定では300万円の事業予定の中、35%である100万円をこの寄附から充てているとか、そんな内容になっておりますが、それぞれ事業として、またそれぞれの人の思いとして寄附をしていただいているんですけども、その寄附の使い方、どのようなものに充てるのか。一般会計で行えるようなものについて補填をするということを今やられているわけですが、具体的に今回2億5,000万円という多額の金額をいただいているわけですし、ただ単に一般会計事業の中に補填をしていくというような策のないやり方ではちょっといけないんじゃないかというふうに感じておりまして、具体的にそういったものを計画していくべきではないか、またしていけるんじゃないかということで見解をお伺いします。

あと、臨財債についてのお話がありまして、29年度はまだ決まっていないということだったんですが、29年の見込みが総務省から提示はされていると思いますので、見込み額についてでいいので教えてください。

28年度でいうと8億7,000万円だったということで、実際補正予算で借りたのは、マイナス3億しましたので5億円ぐらいを借りただけと。今、部長説明があったように、一般財源の不足に充てられる金額だよということで、その一般財源の不足に充てられる金額の財源である臨財債が借りなくて済むという状況というのは、一般財源が足りているという認識でいいのかというふうに思ってしまうんですが、その辺のことについて、一般財源に充てるのにはたくさん、それを使い切るだけのことはないので、臨財債を削減しますというのはちょっと違うんじゃないかと、運用の仕方が。その分だけ、臨財債の分は一般財源で、不足に充てるということであれば全て借入れをして、次の月、次の月、次の月ということで一般財源に充てていくのが普通ではないかと思うんですが、その見解についてもお伺いをいたします。

あと、健康なまちづくり事業推進報償金ですが、これは、今説明いただいた内容は中日新聞にもいっぱい載ってましたので、そういったものなんだろうなということにはわかったんですが、今、部長から説明はなかったんですが、幾らぐらいかかっていて、費用がかかるんですよ。費用がかかるということは中日新聞には載っていますが、費用が幾らかかるということと、

300人の予定だということなのですが、300人以上になった場合はどうするのか。300人以上に希望者があった場合はどうするのかということについてお伺いをします。

また、マイレージということで、独自にマイレージ政策で、さまざまなポイント制で行っている事業もあるわけですが、その事業とのかかわりはどのようなかかわりを持たせるように考えているのかということについてお伺いします。

あと、この推進委員について、推進委員の方を選ばれるということですが、この推進委員の方、まだ選ばれてはいないでしょうけれども、どういう人が推進委員になるのか、どういう人を選ぼうとしているのかということについてお伺いをします。

続いて、あと土地改良の交付金についてですが、これは5年に分けて30%を積み立てているという説明がありました。一般会計から5年間積み立てて、その積み立てた上でお金を、その積み立てたところから国と県と合わせてお金をもらうという、そういう補助金なんだと思うんですが、今回の1,000万円というのはいつから積み立てていて、積み立てが終わったから今回使うようにしたんじゃないかなというふうに思ったんですが、その辺のことについての説明をお願いいたします。

あと、スポーツくじについてですが、対象になれば対応しますということですが、現状で対象となるかどうかというのは調べないとわからないということで、対象となればということなのか、難しいからなればいいけどなという希望的な問題なのか、その辺について教えてください。以上です。

○産業振興課長（滝川豊彦君）

経営体育成事業のほうにつきましては、ポイントで評価をされますので、評価された農業者、こちらが中心的経営体という方になりますが、そちらの方が国の審査を受けて認定されるものになります。

産地パワーアップ事業につきましては、産地パワーアップ計画に位置づけられた農業者ということで、先ほどの中心的経営体の農業者とはまた異なった方になるわけですが、内容としましては、成果目標に対する、こちらポイントで採択されます。県と協議しまして、国の認定を受けて採択という形になります。

二重に受け取りができるかというようなところですが、農業者の要件が今回は異なっておりますので、一方では人・農地プランに位置づけられた中心経営体ということで、認定農業者とか新規就農者ということですが、産地パワーアップ計画につきましては計画の中に位置づけられた農業者に限ったものになります。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○産業建設部長（恒川美広君）

土地改良の適正化事業につきましては、積み立てが平成27年から平成31年までの5年間で積み立てをしております。

それと、親水公園のフットサルのスポーツの振興くじでございますけれども、これにつきましては募集があつて、採択基準というものがあつて、事業内容、PR協力の項目など3段

階に分けて評価され、A評価は助成対象額の100%、B評価は80%、C評価は不採択となるということですので、これに評価がどこに当てはまるかというのはこちらでわかりませんが、できるだけ採択をしていただきたいと考えております。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

私からは、消防費補助金の関係でございまして、南海トラフ地震等対策事業費の補助率という御質問でございまして、こちらのほうにつきましては、補助基準額は1市町村当たり2,000万円で、補助率は3分の1以内となっております。ほぼこの補助率でございまして、中には定額のものもございまして。

またもう一つ、事業計画というお話もございました。県に事業計画を提出しまして、その後交付決定、予算執行という流れになります。以上でございます。

○総務部長（伊藤長利君）

私からは、高額寄附者の充当計画ということで、使い道についてということでございまして、昨年末に竹田様からいただきました多額の寄附金につきまして、亡くなられました寄附者の遺言執行人といたしまして弁護士の方がお見えになります。その方と御本人様、竹田様の遺言公正証書に基づきまして御相談を申し上げ、寄附金の活用を進めております。寄附額が2億5,229万9,000円と大変高額でございまして。特別にこれを3年間で、寄附者の御意向であります高齢者及び障害者福祉の充実の事業といったものの御希望を事業に充てていく計画でございまして。

続きまして、臨時財政対策債でございまして、29年度の限度額ということでございまして、7月の交付税の本算定が済まないと出てまいりませんが、これにつきましては国の出口ベースで、交付税自体は減る見込みではありますが、臨財債については伸びるであろうと、そういった見込みがされておりますので、28年度は8億7,396万円でございましたので、約9億ぐらいを見込めるのではないかと考えております。ただし、一般財源が足りているのかというようなお話でございまして、臨時財政対策債につきましては交付税の代替財源でございましてけれども、市債でありまして、借金でございまして。そういったことも踏まえまして、必要最小限の借り入れにとどめまして発行抑制を図っていく考えでございまして。以上です。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

私からは健康なまちづくり事業の関係で御答弁を申し上げます。

まず1点目、費用ということでございました。参加費といたしまして1人2,000円を想定しております。それから募集人員の300人についてでございます。基本的に初めての事業ということでございまして。こちら事務方といたしましては、想定として300人という人数で補正の予算の計算をさせていただいております。

あとは担当課長のほうから答弁をさせます。

○健康推進課長（近藤ゆかり君）

それでは次に、マイレージ事業とのかかわりについて御答弁させていただきます。

今回、健康なまちづくり事業の活動量計を使った運動習慣をつける支援事業とこのマイレー

ジ事業とは、また別の事業でございます。ただ、このマイレージ事業につきましては、平成29年度につきましても6月から第1クールとしてスタートしております。

このマイレージ事業ですが、身近なところで健康づくりの目標を定めていただいて40ポイントための事業でございます。その中でウォーキングを何歩、例えば1日5,000歩とか6,000歩とか、ウォーキングを目標にして取り組んでいただくことは可能でございます。

次に、健康なまちづくりの実行推進委員会についてでございますが、こちらにつきましては、愛西市の健康なまちづくり事業推進委員会の設置要綱をこれから定めるところでございます。メンバーにつきましては学識経験者や地域・団体関係者などを含めた委員の方々に委員になっていただきまして、今後の事業の推進について御意見や御指導をいただきたいと考えております。以上です。

○11番（河合克平君）

健康なまちづくり事業で、新規だから300人でということではなく、私が聞いたかったのは、300人を超えた場合は補正予算をとってするのか、それとも300人を超えた場合はくじを引くなり、そういう形で300人限定ですということをするのか、超えたときはどういう取り扱いをするのかということが聞いたかったことなので、それについてお答えいただけますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

超過をした部分につきましては、まだ現在のところは検討はしておりませんが、今申し上げました事業の推進委員会等の立ち上げもありますので、そういったところ、あるいは事務方のほうで他の実施しておる事業も見ながら、今後検討をしてみたいと考えております。

○議長（大島一郎君）

次に、2番・吉川三津子議員、どうぞ。

○2番（吉川三津子君）

それでは、通告してあるもので、もう既に終わっているものは省略いたしまして、一步踏み込んだ質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、12ページの総合計画についてであります。こちらにつきましては、今までの総合計画とコンサルのほうも変わってきていると思いますが、どう違うのか、それから評価方法、評価制度についてはどうしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

それから、12ページの児童クラブ室の整備についてお伺いをいたしたいと思っております。

1点、先ほど課長のほうから、平常時で永和、草平、北河田、西川端が今大変な状況である。夏休みは特に永和、北河田、西川端が大変であると言われたと思うんですが、ちょっと間違っていたらまた訂正をお願いしたいと思うんですが、私がいただいている資料によれば、平常時、平日の利用において、半数以上が定員オーバーをしている状況であろうと。実際にそれほど欠席者も多いわけではなく、定員オーバーしているところが多いだろうという認識を、先日も回って思ったわけなんですけど、その中でこのようなきつところは4つだよということと言われた。夏休みにおいては、民間の草平、町方保育園なんですけど、それ以外のところは全てが定員オーバー。約半数が2倍以上の定員を抱えている。それで、なおかつ児童室ではなく図書

室とか集会室を潰してやっている、そういった状況でありながら、永和、北河田、西川端が取り組まねばならないような状況だということをおっしゃったんですが、その点根拠は何なのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、今回八輪のほうをやられるということはいいいことなんですけれども、昨日児童館の代表者会議もあって、施設の老朽化への対策を求める意見があったりとか、ほかにも雨漏りが3カ所もしているという児童館があったりとか、フェンスが倒れて修理がしていない児童館があったりとか、児童クラブ室の西日が強くてエアコンがきかなくて、毎年指導員が熱中症のような症状になるとか、そのほかいろいろ問題を私のほうもつかんでいるわけです。そうした状況をつかんだ上で今回八輪を優先されたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

それからもう一点、市側が判断されるに当たって、待機の話も出ました。今、待機についての把握は、申請書が出ていないと待機にカウントしない。諦めて申請書を出していない、本当は入りたいんだけど、申請書は出していない人というのは、市は待機者として扱っていない。潜在的待機なんですけど、そういったことに対する認識、判断基準としてそういったことも含めているのかお伺いをしたいと思います。

それから、今まで幾つか私問題点を申し上げましたが、どのように解決されていくのか、見通しについて説明をいただきたいと思います。

それから、夏休みの児童クラブのマンモス化というのは、私はもう随分前から申し上げていることとございます。その準備、この夏休みまでにあと1カ月ちょっとしかないと思いますけれども、どの程度解決される見通しなのかお伺いをしたいと思います。八輪というのは、平常時は定員以下、そして夏休みはほぼ定員と等しい方が御利用されるわけです。いろんな問題がある中で八輪を優先された理由についてはちょっと説明をいただきたいと思います。

それから、14ページの佐屋保健センター屋上防水の関係です。平成27年に調査をされたということですが、私の記憶間違いだったら申しわけないですけれども、最近、保健センターのほうの改修というの也被されたと思いますが、それとなぜ一緒にされなかったのか、一緒にされるならば、もう少し何らか足組を組んだりとか、そういった部分で経費が削減できたのではないかと思うわけなんですけど、その辺の支出抑制の対策はとられたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、16ページの道路の測量設計等の委託についてお伺いをしたいと思います。こちらについては窓口にお伺いして、本部田のほうでの道路だというお話をお伺いしました。それで現地のほうに私も行ってまいりましたが、車が1台も通ってありませんでした。交通量調査をされたのかお伺いをしたいと思います。

そして、こういった道路拡幅等の課題・問題等というのはほかにもあるのか。あるならばその事例を示していただいて、今要望とかやらねばいけない緊急課題、今回、河合議員からも通学路の問題が出ましたが、そういったものをどれぐらい愛西市として抱えていて、比較検証して本部田のほうを優先されたと思うんですが、どのような基準でもって優先されたのかお伺いをしたいと思います。

それからもう一つ、私は、立田のときもあつたんですが、集落の中を分けるような道路ができるということのは、かなりその集落の中で反対の声が上がるんです。やはり交流がなくなったりとか、いろんな面で生活がしにくくなるということでの御意見があつて、大変集落の中を道路を通すのって難しいなと思つた経験があるわけですが、この道路について本部田の皆さんはきちんと御存じなのか。周知された上で道路をつくってほしいと言つていらつしゃるのか。そして、窓口のほうでも同意がとれているお話をお伺ひしたんですが、こういった同意をとるときというの、市が同意をとりに行くのか。市のほうが要望があつて同意書を出してくれというふうで市が求めるのか、その辺のところをお聞きしたいと思つます。

それからもう一点、私はこういった道路の問題をするときに、いつもやはり教育部局との連携というのをすごく思つます。ここの道路については、子供たちが通るんだという話もちらほらと出ているんですが、以前、通学路整備ということで整備要望が教育部局に出ていた道路なのか、その点についてお伺ひをしたいと思います。

それからあと、南河田の件ですが、これは同意がとられないと企業誘致が、企業募集が進まないのか、その点確認をさせていただきたいと思つます。

それから、16ページの親水公園整備に関して、全協のときにいろいろ御説明はあつたわけですが、現在まで県からどのような指導を受けたのか、経緯についてお伺ひをしたいと思います。以上です。

○企画政策部長（山内幸夫君）

まず私からは、総合計画について御答弁をさせていただきます。

まず1点目にありました第1次総合計画と今回との違いについてでございます。第1次総合計画では、中・長期的な視点に立つた財政計画が盛り込まれておりませんでしたので、第2次総合計画では財政計画を盛り込んで策定をしたいというふうを考えております。愛西市の実情に合った実効性の高い総合計画を目指し、現在策定をしているところでございます。

それから次に、評価方法についてでございますが、策定後の各事業の評価方法につきましては、実施計画において指標を示し、検証していく予定でございます。また、今回実施をしましたアンケート調査と同様の市民アンケートを計画期間中に実施したいというふうを考えております。以上でございます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（水谷辰也君）

それではまず、私から児童クラブの関係についてお答えを申し上げます。

さまざまな現状について、今、議員お話をいただきました。答弁の繰り返しになる部分もございすけれども、小学校の夏休み等の長期休業中というの、やはり登録児童が増加をいたします。そこで、児童館・子育て支援センターでは、児童クラブの児童と親子で利用する方や一般来館の児童で混雑をすることとなります。児童クラブの実施場所について、多くの施設で対策が必要となっているという現状の認識は持っております。特に子育て支援センターというの、部屋数も少なく、夏休みなど、朝から児童クラブの児童が利用する場合は、他の利用者の居場所の確保が困難となります。中でも八輪子育て支援センターは、子育て支援事業などで

親子の利用者の数も多く、児童クラブ室の面積も十分でないというところから、今回八輪小学校の図工室を活用することといたしたところでございます。

長期休暇中の対策につきましては、他の児童クラブにおいても当然必要となってまいります。やはり運営方法や経費、人員、あるいは場所の確保など、解決しなければならないことが多く、現時点でなかなか進んでいないという状況がございます。やむを得ず既存の施設で児童クラブを実施しているという状況となっております。

今後につきましては、児童クラブの登録及び利用状況を確認しながら、また先ほど修繕の必要な施設も数々あるという御指摘でございました。施設のほうへ職員が直接出向いて、そういった確認もしながら、さまざまな手段について検討をしてみたいと思います。

それから、私から、次に佐屋保健センターの屋上防水の関係でございます。

この工事につきましては、平成28年度の当初予算で委託をいたしました屋上防水外壁改修工事の設計に基づいて行うものでございまして、防水の耐用年数を過ぎた屋上の防水改修工事を行うものでございます。

この防水改修工事の施工時期につきましては、凍結のおそれがあることや、暑い季節より防水剤が硬化するために時間を要するため、冬場は適切な時期とは言えないというふうに判断をいたしまして、今年度の工事となりました。

私からは以上でございます。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず、交通量調査はしたのかということでございますけれども、交通量調査につきましては、全ての道路改良工事前に行っているわけではありません。例えば、補助金を受けて行うときに調査が必要とか、公安委員会との協議のときに必要だとか、その必要に応じて調査をしております。

次に、拡幅時の問題ということでございますけれども、農地、田畑のところについてはそう問題はないと思いますけれども、やはり家屋等に係るところについては、所有者の御理解がなかなか難しいのは問題かなというふうに思っております。

あと、要望はどれくらいあるのかということでございますけれども、ちょっと一遍調べてみないとわかりませんのでお願いをいたします。

次に、採択基準については、基準的なものは持ち合わせてございません。

それと、ここの本部田の関係で、地元は知っているかということでございますけれども、当然要望書につきましては総代から市のほうへ上げていただくということでありまして、そして、同意書については地元総代において所有者の了解を得て要望書に添付をしていただいております。

あと、教育部局との連絡関係が必要で、ちょっと私のほうは、それは申しわけありません、わかりませんので調べてみないと。

○2番（吉川三津子君）

私が質問した意味はおわかりなんでしょうか。

○産業建設部長（恒川美広君）

教育部局の何か言われたんですよね。

○2番（吉川三津子君）

もう一度質問してよろしいでしょうか。

私が申し上げたのは、以前、通学路等の整備で、教育部局のほうで保護者等から危険地域の集約をしているはずですが、それを建設部局と連携しながら取り組んでいくということで、議会でも答弁がされ、今までも通学路整備がされてきたはずですが、そういったところで、教育部局から集約した箇所としてここは該当しているところなんですかということなんです。だから、建設部局としてもきちんと、教育部局から上がってきている危険箇所というのは集約をされているはずですが、その点ここはどうなんだろうということ聞いています。

○産業建設部長（恒川美広君）

それは、済みません、毎年交通安全施設点検で教育部局と合同でやっておる関係の話でしょうか。

○2番（吉川三津子君）

交通事故とかいろいろ起きたときに、そのときに教育部局が危険箇所の集約をされています。それで建設部局と連携して取り組んでいくという形になっていたと思いますので、その箇所に上がってきているものですかということなんですけど、今、仕組みとして何らかの形が構築されているのであれば、そこに該当する箇所なのかどうなのか教えてください。

○産業建設部長（恒川美広君）

その前に、私のほうから、南河田の土地の契約ができないと公募はできないかということでございますけれども、当然大型車両を旧団地内へ進入するためには、そちらの迂回道路が必要ですので、公募は契約ができないと公募ができないということでございます。

先ほどの教育部局との関係については、担当課長から御答弁申し上げます。

○土木課長（山田哲司君）

先ほどの教育部局との連携の関係ですけれども、毎年教育部局のほうと合同点検を行っております。この箇所については、恐らく上がっていなかったかと思われます。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

続きまして、親水公園の県からの指導の経緯ということでございます。

親水公園東ゾーンの整備につきましては、県補助金を受けながら、平成19年度から22年度までの4年間で整備をしてきたわけでございます。平成25年に愛知県から未供用の区域が残っており、都市公園としての効用が十分に発現されていない状況であることの御指摘をいただき、整備計画を再考し、スケジュールなどの方針を定めたものでございます。

○2番（吉川三津子君）

まずは、答弁漏れのほうから指摘のほうをさせていただきます。

1点目は、児童クラブの関係で、先ほど課長が幾つか、平常時にはここ、夏休みにはこことおっしゃったんですが、現状と違うのではありませんかというところで、なぜここなんですか

ということを1点お聞きしました。

それからあと、部長からも答弁いただいたんですが、同じ答弁は繰り返していただきたくなくて、私がお聞きしたいのは、先ほどいろんな事例を申し上げました。その中で、なぜ八輪がこういった問題より優位なのか。若い未就園児の親さんたちが利用できないのは、よその児童館も一緒なんです。子供たちが走り回って危険な状況になっているというところで。なぜここで八輪なのかというところを、いろんな事例を出させていただいたので、その事例よりもなぜ優位なのか、それともやりやすいところからやったのか、その辺のところの御説明をいただきたいというふうに、そんな質問であります。

それからあと、待機について、申請を出した人だけしかカウントしていなくて、潜在的待機というところの視点は持つての対策なのかということもお聞きをいたしました。

あと、今、こういった課題、たくさん、フェンスとか、指導員さんが熱中症になりそうな状況とかお話ししたんですが、そういったことに対してどう解決していくのか。抽象的な形ではなく、どう行動していくのかということをお聞きしているので説明いただきたい。

そして、夏休みについては難しい難しいとおっしゃっているんですが、夏休みについては、今のところ対策を立てる見通しがいいのか、あるのか、そこをしっかりと御答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど産業建設部長ですが、家屋が難しい云々と言われたところが、大変聞き取りにくくて内容が理解できませんでしたので、もう一度そこは説明をいただきたいというふうに思います。

それからあと、同意は市がとっているのかどうなのか、その辺についてお伺いをしておりますので、答弁のほうをお願いします。以上です。

○児童福祉課長（加藤敏樹君）

先ほどの根拠のお話ですけれども、募集人員に対しまして児童クラブの登録数が多いということで、まず先ほどの児童館を述べさせていただきました。

それから、待機のほうでございますが、まず、長期休業以外の期間であれば、おおむねの児童クラブで希望児童の受け入れについては可能ですけれども、長期休業中の受け入れが困難であるため、やむを得ず待機している児童クラブがあるのは承知しております。

それから、解決の見通しとしまして、例えば夏休み期間中のみ、どこか場所を確保して、市、あるいは委託によって事業を行うというのも可能かもしれませんが、直ちにそれを行うという考えは、今現在持っておりません。まずは今現在の指定管理を委託しておりますところのノウハウ、技術ですとか、知識ですとか手法など、そういったものを生かして実施することを優先したいと考えておるのが現状でございます。以上です。

○産業建設部長（恒川美広君）

まず最初に、同意の関係でございますけれども、これは要望書を提出していただくときに添付していただくように市が求めております。

それとあと、最初の拡幅の関係でございますけれども、私は先ほど一般的なお話をという理

解で答弁させていただいたんですけれども、それで、農地関係については支障ないものですかから比較的理解が得られますけれども、家屋等、そういう物件があるところについては難しい場合があるということでございます。

○市長（日永貴章君）

少し私ができる範囲で補足をさせていただきますけれども、まず最初に、なぜ八輪を優先したのかという経緯につきましては、当然教育部局と連携をとって、できるところからやるということで、今回八輪小学校がそういった準備ができたということで計上させていただきました。

あと、潜在的な部分につきましては、先ほど担当が答弁させていただきましたけれども、当然申請を出していただかなければ把握できないというふうに担当の答弁だったと思います。できる限り受け入れはするんですけれども、受け入れを諦められた方については、多分その人数にはカウントはされていないというふうに思います。

あと、各連絡協議会の指定管理者の方々を含めた児童クラブの連絡協議会でいろいろ指摘があった部分については、今後、やはり市といたしましては現地を確認して、どのような対策をしていくのかということ、当然市といたしましては考えていかなければならないというふうに思っております。

あと、地元要望の件につきましては、市に出された各要望につきましては、その地権者の方々の同意をとって出されることもありますし、そうではない要望も当然ございます。市といたしましてはできる限り地権者の方々の同意もいただきたいというお願いをするわけですが、その同意が有効になるかどうかというのはまた別問題でございまして、事業を進めながら買収が必要になれば、その時点で市は市として要望・同意をとりに行くという形でございますので、地元が出された要望については地元がとられて提出をされると。事業が開始になれば、当然市として地権者に対してしっかりと契約をしていただけるかということを確認に行くというスケジュールになるというふうに思っております。以上でございます。

○2番（吉川三津子君）

それでは、まだ再質問をさせていただきます。

市長のほうから答弁があったわけですが、課長のほうでは、問題がある箇所というのが小さく見られているなという状況だと思います。

あと、この夏休み、課長のほうは頑張ってお受け入れていくんだということをおっしゃっているんですが、物理的に児童館がパンク状態で、子供の育ちにとってよい環境なのか、耐えられる環境なのか、その辺どのように判断されているのか、1点お聞きをしておきたいと思います。

それからあと、測量設計費等の委託で、これは普通の設計委託よりかなり高いものですから、私はちょっと何これということで調べようと思ったんですね。そうすると、橋がかかっている。橋の改修もここに含まれているんですよ。ずっと北のところに、橋の拡幅をしなきゃいけないからこれだけ高い金額になっているんですよ、市長。16ページ、測量設計等委託なんですけど、何でこんな道路の設計委託で高いのかなとちょっと思ったものから、この後工事費は幾らぐらいかかるのという話もちょっと担当部署とさせていただいたんですけど。この橋な

んですが、今、橋の老朽化計画の中で、どこからやらなきゃいけないかという、そういった計画も立てていらっしゃると思います。この橋というのは老朽化計画の対象になっているところなのか、やはりそういったところからも道路改修の優先順位というのをつけていかなきゃいけない。先ほどから言ったように、子供の通学路の安全もあろう、そして橋梁の老朽化計画、市のほうで持っているわけで、その優先順位も踏まえてこういった道路改修をしていかなきゃいけないだろうということを思うわけですが、ここの部分の橋というのは、老朽化についてはどうなっているのかお伺いをしたいと思います。以上です。

○児童福祉課長（加藤敏樹君）

御指摘の児童クラブでございますが、特に夏休みに関しましては登録児童が大変多くなりまして、環境的に過ごしやすい環境ではないと思っております。それは児童に対してストレスを感じるものだと認識しております。

今後は、できる限り環境を整えてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○土木課長（山田哲司君）

先ほどの橋の改修の件ですけれども、対象になるのが2メートル以上の橋ということで、平成26年度から30年度までに点検をやるということで、現在点検をやっているということで、修繕計画につきましては、修繕計画をこれから策定していくということでございます。以上です。

○議長（大島一郎君）

次に、8番・大野則男議員、どうぞ。

○8番（大野則男君）

それでは、私のほうも、今、吉川議員のほうからも話がありました、ページ数でいうと16ページ、8款の土木費の中で測量設計等委託料。今、本部田町というお話がありましたが、この1,360万の詳細な中身についてお尋ねをいたしたいと思えます。

それと今、るるお話がありました。部局として、これを優先課題として、今回いろんな市長からもお話がありました。要望案件が出ている。それを優先順位を1番に捉えてこれを上げてこられた、その根拠。その部分をお尋ねしたいと思います。

そして、今お話がありました、決定に当たっては、地元要望を基本的にもとにというるるお話がありますが、この地元要望がどんな中身であったのか、基本的に部局としてしっかり精査をしてこの議案に載せたということがおっしゃられるのかお尋ねをしたいと思います。

○産業建設部長（恒川美広君）

詳細及び経緯等でございますけれども、測量設計等委託料の詳細ですが、市道2321号線、28号線の道路改良事業の調査設計、地質調査、測量業務でございます。場所は本部田町地内で、東名阪側道と県道佐屋多度線とを結ぶ道路の一部でございます。

平成26年度に地権者の同意とあわせて道路拡幅の地元要望が提出されました。現地を確認し、道路の必要性等を判断し、今回、設計等委託料を計上した次第であります。

それで、中身をどのように判断したかということでございますけれども、道路幅が、車のす

れ違いができるような道幅ではないことや、南側の道路は既に拡幅が終わっていること、また用地の地主が全員承諾していることから判断をさせていただきました。

○8番（大野則男君）

今お話がありました。事業精査をきっちり我々はさせていただいたというお話がありました。吉川議員の質問では、ここに地元要望書があります。地元要望書の中に交通量、通学路、そのためにぜひともこの事業をやっていただきたいというところが存在しているかと思いますが、交通量の調査をしない、通学路も部局と調整していない、本当にこれは中身をきちっと精査したとは考えにくい。また、これはいろんな角度からやられる話になりますので、ここら辺の、再度このところで我々としてしっかり精査しましたというお話で結構ですね。そして、この道路を実行・決定をされるに当たって、この現状の道路を何級の道路と位置づけされておられるのか。どういう道路だというふうに捉えておられるのか、そこら辺もお尋ねをしたいと思いません。

そして、この道路について、この南側の道路というのは、今回出された道路とどういう公図の道路になっているのか。今お話があった真っすぐの道路なのか、どういう道路なのかも含めてお尋ねをしたいと思いません。

そして、先ほど来から、この同意書には地権者の方、その後、この設計測量委託料が終了の後、どういうスケジュールで、どういう事業費でこの事業を行われるのか、お尋ねをしたいと思いません。

○産業建設部長（恒川美広君）

交通量関係については、先ほど吉川議員の際に答弁させていただいたとおりでございます。

それと、何級道路かということでございますけれども、その他道路でございます。

あと、南側の道路は真っすぐかということでございますけれども、真っすぐな道路でございます。

今後のスケジュールということでございますけれども、ことし設計をさせていただいた後、県費補助等がつけばその年に行いたいと思えますけれども、来年には鑑定評価を実施いたしまして、31年には用地買収、32年に補助金をとって工事を実施するというスケジュールでございます。

○8番（大野則男君）

再質問ではありません、ちょっと御確認をさせていただきたいことがあります。

今、今回やる道路と南側の道路が真っすぐな道路ですというお話をされましたよね。それでいいですね。南側の道路と今回のやられようとしておる道路について、真っすぐな位置づけの道路だということによろしいですね。

○産業建設部長（恒川美広君）

今、私、ちょっと済みません、言われた趣旨を誤解をしております、東名阪から拡幅が取りつける道路までは真っすぐという意味でありまして、今回、設計に上げた道路は真っすぐではありません。

○議長（大島一郎君）

それでは、次に3番・近藤武議員、どうぞ。

○3番（近藤 武君）

それでは、平成29年度愛西市一般会計補正予算について、3点大きく質問させていただきませんが、重複している部分は省略させていただきたいと思います。

ページ数でいいますと12ページで、非常用備品、防災用備品の内容とそれぞれの配置についてであります。先ほどの真野議員の質問のときにありましたので省略させていただいて、この点であります。先ほども答弁があったと思いますが、市の目標設定に対しての現状と、今回市長選が4月にあったためだとは思いますが、なぜこのタイミングでの計上になったのかお聞きしたいと思います。

2点目ですが、16ページ、親水公園東ゾーン整備工事についてであります。こちらのほうも真野議員の質疑で、施設利用を含んだ現状のことを答弁ありましたが、実際どれぐらいの利用者を見込んでいるのかという、目標といいますか、もし市の考えがあればお聞きしたいのと、あと、この体育館側との間に普通に通行できる道路があります。完成予想図を見させていただきますと、フェンスを設置される予定ではありますが、そのフェンスの高さなども含めた安全対策はどのように考えられているのかお尋ねいたします。

3つ目です。16ページの教育費の部分であります。県からの委託事業の部分であります。先ほど、またこれも真野議員から質疑がありましたが、それぞれの内容対象者のほうは御答弁いただいておりますので、事業を実施後、何かフォローアップといいますか、次につながる、市として何かやる取り組みがある事業があるのかどうかお聞きいたします。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

それでは、災害対策総務費の関係で、まず最初に、なぜこのタイミングかということからお答えしたいと思います。

平成29年度当初予算につきましては、骨格予算ということもございましたので、この6月議会に補正ということをお願いをするというものでございます。

2点目の市の目標設定に対しての現状ということでございます。こちらにつきまして、真野議員と答弁が重複することもございますので、お答えをさせていただきます。

市に設定した目標数字に対しまして、フリーズドライビスケット、災害救助用クラッカーといった食料品につきましては100%充足ということでございます。また保存水につきましては50%の充足率でございます。避難所用マットにつきましては43%、要配慮者サポートマットにつきましては77%、トイレ凝固剤につきましては59%の充足率となっております。また、組み立て式トイレにつきましては59%、災害用移動炊飯器につきましては58%、投光器につきましては80%の充足率でございます。以上でございます。

○産業建設部長（恒川美広君）

続きまして、フットサルの関係でございます。

東ゾーンのフットサル整備に伴う利用者見込みということでございますが、フットサルを目

的とした施設の利用実績などを参考にさせていただきたいと思っております。

平成27年度のフットサルの利用目的による実績では、親水公園体育館だけでも1年間で160回以上使用されております。また、平成28年度のフットサル講座では、年間約800の方が利用しております。また、幼児から小学生を対象に、名古屋オーシャンズ協力によるジュニアフットサルスクールも年間を通して親水公園で開催実績があることや、愛知県が2020年フットサルワールドカップ誘致に名乗りを上げていることから相乗効果も期待できるのではないかと考えております。

次に、安全対策の面でございますけれども、安全対策につきましては、コート内は人工芝であり、周囲を高さ6メートルのネットフェンスで囲っております。また、コート間は防球ネットで仕切るなどして利用することになり、それぞれのコートで安全に使用できることを想定しております。

○教育部長（大鹿剛史君）

私からは、県委託事業実施後の取り組みについてお答えをいたします。

まず、学校教育研究委嘱校委託事業におきましては、研究成果をまとめた研究紀要を作成いたします。それを市内小・中学校に配付いたしまして、その研究成果を実践してまいります。

次に、道德教育の抜本的改善・充実に係る支援事業につきましては、県の研究推進校として委託を受けておりますので、県内全小・中学校が出席する道德パワーアップ研修会に参加し、研究内容及び成果を発表いたします。そして、今後はモデル校として県全体に広めていくこととなります。以上でございます。

○3番（近藤 武君）

それでは、1点だけ再質問させていただきます。

親水公園東ゾーンのところでありますが、見込みというのは多分難しかったのかなというところがありますが、この親水公園東ゾーンの整備工事、この事業で親水公園の都市公園整備事業が完了するのかどうか、確認をさせていただきたいと思えます。

○産業建設部長（恒川美広君）

今年度の事業で東ゾーンの整備を全て完了させる予定でありまして、これをもって親水公園の都市公園整備事業としては完了となる予定でございます。

○議長（大島一郎君）

ここで暫時休憩といたします。再開は4時20分からといたします。

午後4時11分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（大島一郎君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

議案第22号：平成29年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、数点質問させていた

だきます。

なお、皆さん大分質問されたものですから、一応通告はしてありますので、省略して質問させていただきますので、回答のほうを間違えないようによろしくお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、16目交通安全推進費、15節工事請負費で、新聞にも載りました駐輪場整備工事の関係で防犯カメラ設置、説明はあったと思うんですけど、再度説明と、今後、この防犯カメラの計画はどのようなふうにあるか、またこの維持管理はどこの課が行うか、ちょっとお尋ねします。

次に、同じく2款で7項の防災費、1目防災対策総務費、11節需用費、これも非常用備蓄品の関係でございますが、今後の計画、随時毎年このような計画をされるか、また同じく7項の防災費、1目災害対策総務費、18節備品購入費、これも今後どのような計画で備品を整えられるか、よろしく申し上げます。

次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費の関係で、委託料の関係で公共嘱託登記事務委託料の委託先はどちらになるかと、先ほどこういう関連でちょっとお答えがあったんですが、道路等の関係で、先ほど部長のほうから県の補助金がつくというような御回答があったんですが、これはどういう条件で、そういう市道に関して県の条件があるかどうか、若干御説明をお願いいたします。

次に、9款消防費、1項消防費、3目消防施設費、これ数カ所で工事箇所の御説明があったんですけど、たしか南河田地内も消火栓を設置されるということがあったと思うんですが、それで間違いないかということと、設置されるということであれば、その件で歳入のほうも企業誘致課のほうから県費で200万ちょっとの補助が出ておるんですけど、その辺の御説明をよろしく申し上げます。

次に、予算書17、18の10款でございますが、4項社会教育費、2目公民館運営費、15節工事請負費、公民館修繕工事の概要説明をお願いします。

あと、これ旧佐織のときから公民館があるわけですが、その建設時からの利用状況、利用収益、わかればでよろしいですので。あと、大分日にちがたっておりまして、過去のこの施設の改修工事の実績をちょっと説明をお願いします。

同じく5項の保健体育費、2目体育施設運営費、11節需用費、この内容の詳細の説明と、あと佐屋総合運動場の改修工事の詳細説明と、これも同じく佐屋総合運動場の概要説明と、こちらの運動場の完成してから利用状況、あと利用収益、こちらの運動場の修繕工事実績など説明をお願いします。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○市民協働部長（伊藤裕章君）

私から、駐輪場の整備工事についてお答えします。

駐輪場の防犯対策として、JR永和駅市営駐輪場に防犯カメラを設置するものでございます。今回、JR永和駅市営駐輪場に設置する予定の防犯カメラにつきましては、7台でございます。そのうち1台が、津島防犯協会連絡協議会からの寄贈されたものでございます。東側駐輪場に

4台、西側駐輪場に3台をそれぞれ設置いたします。工事内容でございますが、カメラ本体の設置、ケーブル、モニター、記録機材、工事費、諸経費となっております。

次に、防犯カメラの設置計画でございますが、計画というものは現在持ち合わせておりません。防犯カメラ設置の必要性、犯罪発生状況を踏まえて判断していきたいというふうに考えております。

また、管理の御質問がございました。今回のこのJR永和駅市営駐輪場の管理につきましては、防災安全課が行います。また、施設に防犯カメラが設置してあると思っておりますが、それぞれの施設管理者及び担当課が管理するものというふうに考えております。以上でございます。

それともう一つ、非常用備蓄品と防災用品の今後の計画ということでございますが、こちらにつきましては、ともに非常用備蓄品並びに防災用備品につきましては、計画的に配備していく予定でございます。以上でございます。

○産業建設部長（恒川美広君）

事業の採択要件でございますけれども、事業については、要件につきましては、幅員とか延長とかですね、構造物としてはこういうものが対象外、そういう基準であろうかと思っております。詳しい部分についてはちょっと手持ちに資料がありませんので、よろしく願いいたします。

それと、委託先でございますけれども、公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会でございます。

○消防長（足立信夫君）

消火栓のことにつきまして、新設消火栓は4カ所ございまして、そのほかに南河田地内で3カ所の消火栓の設置をさせていただきます。こちらは企業誘致の消火栓を企業庁が行わず、消防のほうで設置をさせていただきます。企業庁との協議の結果、消防が設置し、この工事にかかった費用は、一旦愛西市が施工業者にお支払いをしますが、支払った同額は歳入として企業誘致消火栓設置工事受入金として全額入金されますので、愛西市の支出はございません。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

まず、公民館修繕工事の概要でございます。

佐織公民館ホール舞台照明改修工事2,354万4,000円と佐織公民館直流電源装置蓄電池更新工事268万4,000円の合計で、2,622万8,000円を計上しております。

佐織公民館ホール舞台照明改修工事につきましては、開館以来取りかえをしておりません既設のホール舞台照明をハロゲン電球の舞台照明に取りかえをするものでございます。佐織公民館直流電源装置蓄電池更新工事につきましては、停電時に館内の非常用照明器具を点灯させるために必要な機器であるバッテリーと、バッテリーの充電を行う整流器の部品の一部交換を行うものです。これは点検時に比重が基準を下回ったバッテリーが見つかりましたので、更新をお願いするものでございます。

それから、公民館の建設時からの概要につきましては、佐織公民館は昭和60年1月に開館しております。利用状況でわかるところで、合併の平成17年から昨年までの12年間の平均で

報告をさせていただきます。年間開館が約295日で、7万500の方に御利用いただいております。利用収益につきましても、合併の平成17年から昨年までの12年間の平均で報告をさせていただきます。使用料等で年間平均281万円でございます。

過去の改修工事につきましては、主なものとしたしまして、平成11年にホール空調熱源取りかえ工事として1,501万5,000円、平成16年にホール照明設備改修工事として3,412万5,000円、平成18年に音響設備改修工事第1期工事としたしまして2,520万円、平成19年に音響設備改修工事第2期としたしまして2,730万円、平成21年に舞台つり物改修工事として7,980万円、同じく同年に屋上防水改修工事第1期として1,554万円、平成24年に外壁改修工事として2,609万2,500円、主な改修工事の合計は2億2,307万2,500円でございます。

次に、佐屋総合運動場改修工事の詳細説明をさせていただきます。

まず11節修繕料、こちらのほうは佐織総合運動場水銀灯と安定器の取りかえ工事で、電気設備工事一式で89万円、それと佐屋総合運動場の安定器取りかえ工事として、こちらも電気設備工事一式91万円、合計で180万円となっております。

次に、佐屋総合運動場の工事のほうの概要説明です。こちらは体育施設改修工事として675万円を計上しております。そのうち、佐屋総合運動場引き込み及びキュービクル改修工事で378万円をお願いするものでございます。キュービクルは昭和56年度竣工以来未改修でありまして、老朽化に伴う各部品の耐用年数超過のための改修工事を行うものでございます。

続きまして、佐屋総合運動場の竣工が昭和62年8月、野球場及びソフトボール場の各1面とテニスコート3面を設置して開設をしております。利用状況につきましても合併以後の数字で答弁させていただきます。利用者数は、グラウンド、テニスコート合わせて12年間で26万1,359人、年間平均で2万1,780人、使用回数では1万3,372回で年間平均1,114回、使用料、こちらはナイターの料金でございますが、平成17年度から22年度まで6年間で286万5,000円、平成23年度から28年度の利用料金は173万3,540円、合計で459万8,540円、年間平均は38万3,212円となります。

過去の改修工事の主なものとしたしましては、平成17年にテニスコート改修工事として115万5,000円、平成19年にグラウンド表面整備工事として122万8,500円、平成20年にグラウンドA面バックネット改修工事として117万6,000円、平成21年に施設整備工事として392万4,000円、防球ネット補修工事124万9,500円等、12年間合計としたしまして1,452万9,380円、年間平均では1年間約121万780円となります。以上でございます。

○7番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

先ほどの道路の関係で、県のほうの補助金が出るということで、それで年度当初に総代会がございまして、今回側溝、舗装、地域内側溝、舗装工事、道路緊急修繕工事、それぞれ毎年総代会があつて、町内の要望があるということで今回予算を組んでみえると思うんですが、そこで要望の中に、各道路の改良工事の要望が今までなかったと思うんですが、なぜそういうお示

しをしないのか。その辺の各総代さんに啓発をしておるかどうか、1点ちょっとお伺いをいたします。

次に、消火栓の関係で、県から企業庁の誘致消火栓設置工事受入金ということで253万5,000円、これは消火栓の3カ所だと言われるんですが、1点お伺いしたいのは、その企業誘致の中の関係で、道路の整備は企業庁がされるわけですよ。その下の水道管とか、今言われた消火栓、本来であれば企業庁が承認工事をして、そこで市に使ってくださいよというのがいろいろ開発行為にはあるんですが、なぜこの選択をされたか。先ほど消防長がお話しされて、企業庁と協議してこういうふうになりましたということですが、やはり水道、上水・下水も多分整備されると思うんですが、その承認工事をすれば、実際歳入としていろんなものが入るかわかりませんが、歳出も必要になってきますので、市の予算的にも決算のときに出ちゃうものですから、その辺なぜしなかったか、御説明をお願いいたします。

あと、最後に佐織の公民館、相当2億以上のあるわけですが、この公民館と佐屋の総合運動場の年間の維持費がどれくらいかかるか。あと今回の、いろいろあると思うんですけど、費用対効果はどのようにやられるのか。あと、今回の永和公民館にもありました指定管理の関係で、やはり民間に委託したほうが僕はいいと思うんですけど、その辺のお考えはどうか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（恒川美広君）

要望の完了の地元への通知ということでございますけども、しておりません。地元で現地を見ていただければわかるということで、お知らせはしないということでございます。

○消防長（足立信夫君）

それでは、消火栓の工事につきましては、企業庁のほうと上水、それから同時に消火栓のほうも協議をさせていただきまして、工事をさせていただく工事でございます。以上でございます。

○教育部長（大鹿剛史君）

佐織公民館、それから佐屋総合運動場それぞれの維持費ということでございますが、手持ちに維持費の詳細な数字は持ち合わせておりませんので、申しわけございません。ただ、どうしても公民館、箱物でございますので、維持管理をしていく上での修繕工事費というのは、どうしても億単位になってまいります。一方、佐屋総合運動場というのは外の施設ですので、改修工事として必要となってくるのは照明とかそういった部分で、金額的には低いものになっております。どちらもいずれにしましても、先ほど12年間の平均の利用者数を申し上げさせていただきましたが、佐屋総合運動場に至っては平均年間2万人近くの御利用があるということで、十分費用対効果はあるものと思っております。

それから、佐織公民館の指定管理に関しましては、現時点では考えておりません。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・請願第3号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に日程第8・請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

7番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○7番（山岡幹雄君）

今回の請願第3号：子どもの医療費無料化の拡充を求める請願につきまして、今回確認ですが、請願者の代表者と紹介議員との、3人お見えになるんですが、どのような関係なのか、ちょっと紹介議員にお尋ねいたします。

○11番（河合克平君）

関係は、請願を出したいという市民と、その請願を受けて紹介議員になるという議員との関係になります。

○7番（山岡幹雄君）

詳細をちょっと知りたかったわけですが、同じ河合という方が代表者で、議員の方もお見えになるんですが、前、農業委員のときにもちょっと市長に詰め寄られた件もございまして、その辺のことをもう一度御説明と、あと、これ2014年には8,304名、今回は1,868名で、請願署名者が4分の1に激減、減少しております。どんな理由があろうか、今回の医療費無料化の拡充を求める請願、本来であれば愛西市民にもっとふえていなければならないと思うんですけど、要するになぜ減少に至ったか、その説明。

あと、私は1,868名の請願署名者、全部見させていただきました。それで、市外の方が若干お見えになります。名古屋市とか稲沢、そういう方がお見えになるんですが、問題ではないかと思うんですけど、その辺の確認と、あと、重複して請願署名者が数人お見えになります。これチェックはされたかどうかということと、あと中に連絡の代表者の方、御夫婦で署名が2人されています。実際そのチェックをなぜしなかったのか、その辺ちょっと御説明をお願いいたします。

○11番（河合克平君）

請願者が4分の1に減っているというお話もありましたが、引き続き今、市民の皆さんには訴えているところでありまして、まだまだ各議会において積み上げていく予定でありますので、そういったことでは減っているということではなくて、まだこれから継続をして積み上げていくことでもあります。それで、第1次分として1,800人というふうに御理解いただければと思います。

あと、署名の中に市外の方とか重複しているというところですけども、この件については

市外の方ではあってもそういったことに同意をしていただいたということでお願いをしたのと、重複していることについては、された方が誤ってダブってされたというところであると思っておりますので、そういったことでは問題はないかと思えます。

先ほども申しましたが、請願というのは日本国憲法で保障された請願権というのを行使をしている方からお話があり、紹介議員として3人がその紹介された方から同意をしたということですので、利害関係が云々ということではありませんので、あくまでも請願者が憲法で保障された請願権を行使したということについて、我々がその紹介人になったということでもあります。ですので、農業委員会でもお話がありましたが、そういった内容的なことという、ちょっと質が違うのではないかなというふうには思っておるところであります。

どうしてもということであれば、私の妻が代表者であります。と同時に、この子ども医療費無料化を進める会という会の中で総会が行われ、その総会の中で代表者が選ばれたというふうにも聞いておりますので、そういったことでは恣意的に妻が代表者になったということではありませぬので、御理解いただければと思えます。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・請願第4号（質疑）

○議長（大島一郎君）

次に日程第9・請願第4号：「共謀罪」（組織犯罪処罰法）改正に対する貴議会の意見を採択し政府に送付を要求する請願についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い発言を許可いたします。

7番・山岡幹雄議員。

○7番（山岡幹雄君）

請願第4号について、これも若干御説明のほうを紹介議員のほうにお願いいたします。

まず、先ほど言われましたので、請願者の代表者と紹介議員の関係が御夫婦だということですが、実際、先ほど言いましたようにほかの方でよかったのではないかなと僕は若干思うんですが、その辺は選ばれたということで、問題はないかと思うんですが。

それで、今回の共謀罪のことにつきまして、実際3回も国のほうは討論して、この共謀罪が成立しなかったということで、今回この内容は、御存じのように国際組織犯罪防止条例、全世界187カ国が加入がしてあります。2020年の東京オリンピックで、やはり国際的に協力をし合って、要するに情報を共有して、事前に犯罪を予防するというので、一応オリンピックの協会のほうからもいろいろ御指導があったというふうに思えます。2026年にはアジアの競技大会が愛知県と名古屋市が開催地に決定をされております。テロ等の対策について、東京オリンピック、また愛知県に対して、紹介議員にお尋ねしたいのは、テロというのは今ヨーロッパのほ

うでいっぱい起きております。いろんな国の方が見えて、その情報を共有するには共謀罪ということでそういうものが不可欠かと思うんですが、その辺のお考えをどのように思ってみえるか、お答えをお願いします。

○10番（真野和久君）

いまいち質問の内容がよくわからんですけれども、テロを防止しなければならないということに対する考え方であれば、当然それについては当然防止しなければならないに決まっていますけれども、ただ、今回のテロ等組織犯罪の法案ですね、いわゆる共謀罪に関してですけれども、確かに政府がオリンピックがという話をしてはいますが、現実の問題としてオリンピックと共謀罪は関係ありません。オリンピックの開催に当たって共謀罪の今回の法案が必要かどうかといえば、必要ないというのが一般的な見解ですし、そもそも前回のリオオリンピックのときにはそんなものもないしということです。

それと、いわゆる国際テロ防止の関係でいっても、見解としては、基本的に共謀罪はなくても現状のままで十分に取り締まりはできるということは明らかになってることで、そういう点でも、いわゆる政府が言っている制定理由というのは、それは明らかにおかしいということも既に明らかになっていますので、その辺ぜひとも知っていただきたいなというふうに思います。

はっきり言えば、今回国で提案されている共謀罪とは、基本的に日本の現状にとってのテロ犯罪に対する防止という点では必要ないものです。と我々は考えているし、実際にそういう見解の方もかなり多いことも確かですし、その点についてはぜひ一度勉強していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大島一郎君）

お諮りをいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議の時間を延長することに決定いたしました。

○7番（山岡幹雄君）

答弁の内容が違ってますので、いいですか。

私がお尋ねしたのは、要するに東京オリンピック、アジア大会がある。そのときのテロの対策をどのように考えていますかと。要するに今回の共謀罪のことで考えてくださいと言われたんですけど、そのことをどういうふうに思っていますかと、紹介議員は。

○10番（真野和久君）

テロを防止するために、テロ対策として何が必要かということですか。そういう質問、共謀罪とは関係なく。

○7番（山岡幹雄君）

先ほど説明したのは、この共謀罪について、国際組織犯罪防止条約というのが全世界で187

カ国が加入しておるんです。それに日本は入っていないんです。だから、今回テロに関してJOCか、オリンピックのほうがこの防止条例に加入してくださいと、そうでないとオリンピックがちょっと危ぶまれるということで、政府は一応今回共謀罪ということで提案されています。だから、2026年にアジア大会もあるもんですから、先ほど真野さんが言われて、以前の東京オリンピックにはそういうのはなかったと、けど今、御存じのように世界ではテロがすごくあるわけですね。だからそのテロ対策を共謀罪なくして、これは成立しなくてもいいんですが、そのテロ対策をどういうふうに考えていますかということを紹介議員の方にお尋ねしておるんです。

○10番（真野和久君）

犯罪防止条約ですが、国際条約に関しては、その問題に関しても先ほど説明したように、この条約に加盟することに当たって、共謀罪を設立する必要はないんですよ。必要ないということになっているので、そこはしっかり理解してください、いいですか。ということです。それはよろしいでしょうか。

それから、かつての東京オリンピック、前回のリオオリンピックのときにもなかったですよということ。それと、テロ防止対策は現行の中でも、例えばさまざまなテロの問題も含めたさまざまな準備行為やなんかに関しての一定の法律的な対応はできるわけで、現状でも十分やれますということを行っています。

○7番（山岡幹雄君）

再質問させていただきます。

世界にはいろんな組織がいっぱいありますが、この組織を未然に防ぐにはどうしたらいいか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○10番（真野和久君）

組織を未然に防ぐことはできないと思いますけれども、ただ、いわゆるテロ組織に対してどう国際的に対応するかに関しては、個人的な考えでいいんですけれども、基本的にテロ対策というのは、当然個々のテロに対する対応というのはしていかなきゃいけないのは当然なんですけれども、テロ組織に関していえば、これに関しては、当然国際的な、特に中東やなんかのテロ組織に対していえば、その地域の貧困の問題とかそうした問題をしっかり解決していくということをししないと、そうしたものはなかなかなくなるということでは当然常識だと思いますので、そうしたことの対応をしっかりとやっていくことが重要ということではないでしょうか。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第23号（提案説明・質疑）

○議長（大島一郎君）

日程第10・議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（伊藤長利君）

それでは、議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結について御説明をいたします。

下記のとおり愛西市役所立田支所整備工事の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び愛西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本日提出、市長名であります。

記といたしまして、1. 契約の目的、愛西市役所立田支所整備工事でございます。2といたしまして、契約の方法は一般競争入札でございます。3といたしまして、契約金額3億2,940万円でございます。4といたしまして、契約の相手方として大藤・加東建設工事共同企業体でございます。5といたしまして、契約の工期、契約締結日の翌日から平成30年3月26日まででございます。

提案理由につきましては、愛西市役所立田支所整備工事契約のため必要があるからでございます。以上でございます。

○議長（大島一郎君）

次に、議案第23号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

吉川議員。

○2番（吉川三津子君）

それでは、議案第23号：愛西市役所立田支所整備工事契約の締結についてお伺いをいたします。

今回、一般競争入札ということですが、どういったところが参加されたのか。そして、幾らの額を入れられたのかお伺いをします。

それからあと、予定価格は幾らになっていたのか。予定価格については事後公表になっているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから3点目として、今回、大藤・加東建設のJVなんですが、入札参加資格の条件はどのようなものが付されているのか、JVを組みなさいということとかいろいろあると思いますが、その条件についてお伺いをしたいと思います。

それから4点目として、大藤・加東建設のJVというのは今回が初めてなのか、その点についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○総務部長（伊藤長利君）

まず、参加者でございます。今回4者でございます。先ほどの大藤・加東建設とサシヨシ・佐藤建設工事企業体、それから福岡・ワシノ建設工事共同企業体、加藤建設・大栄建設工事共同企業体の4者でございます。

それから、入札の金額でございますが、サシヨシ・佐藤建設が3億780万円、大藤・加東建設が3億500万円、福岡・ワシノ建設が3億900万円、加藤建設・大栄建設が3億1,050万円でございます。こちらの今回の予定価格でございますが、3億3,760万8,000円でございます。

それから、参加資格につきましてでございますが、JVでございます。まず基本的な入札の考え方といたしましては、地元雇用の促進または地元業者の育成等を配慮してという部分でございます。そして、代表構成員の基準でございますけれども、経営事項審査の総合評定値が市内業者で800点以上、市外業者だと950点以上。それから構成員でございますが、市内業者の場合は650点以上で市外業者は800点以上といった基準を設けてございます。

それから、大藤・加東建設が以前にもあったかということですが、今回初めてでございます。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

今回、地元の業者を優先してかかわっていただきたいということで、点数等上げられたと思いますが、いろいろ私も勉強してくる中で、余り優遇をし過ぎると、やはり他市へ行ったときの競争力というのがつかないという欠点もあるわけです。そういった点について議論されたのか。

そして、この点数ですね、市外と市内の点数の根拠。かなり点数的には開きがあるわけで、市外の方が参入しにくい点数なんだろうなと思うんですけども、この辺のところの点数の根拠についてお伺いをしたいと思います。

## ○総務部長（伊藤長利君）

まず、競争力につきましては、昨年度の佐織庁舎につきましても同じような条件で競争性はあるということで、こういった条件をさせていただいているのが現状でございます。確かに市外業者から入りづらいといった御指摘は感じてはおりますけれども、もう一点、市内業者の育成という部分ではやはり重要なと考えております。以上です。

## ○2番（吉川三津子君）

数字の開きの根拠。

## ○総務部長（伊藤長利君）

点数の差ということでございますが、これにつきましては、愛西市公共工事請負業者格付要領がございます。こういったものの設定ガイドラインをやっておりまして、おおむね20者以上を確保できる要件がございますのでやはり余り絞り込むのもいけませんし、業者が少なくなってもいけませんので、そういった基準に応じて選定をしております。以上です。

## ○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

河合議員。

○11番（河合克平君）

今回、契約金額3億2,900万円ということですが、市庁舎のときもありましたが、途中で契約金額を変える変えないということも多くなる、増額になるということもありましたけれども、そのときにも、報告が非常におくれた中で報告があつてということで指摘もさせていただいたところでもあります。3億2,900万円ということで、契約の中で特に規定によって別途あるのかもしれないですけど、議会に対する報告の仕方、もし変更等が発生した場合ですとか、工事内容について変わった場合について、どのような報告をされる予定なのか教えていただけますか。

○総務部長（伊藤長利君）

前回の佐織でもございました変更でございます。

変更をする場合、議会への報告は随時させていただく予定でございますが、こういった改修工事を含みます増築工事等は、工種が多様ということもございまして、当初発注時に予見できないような施工条件や環境の変化等起こり得ることでございますので、そういった場合、変更契約が必要になるといったことも十分想定がされます。そういった中で、前回より早目にわかった段階でお示しをしたいと考えております。以上です。

○議長（大島一郎君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・委員会付託について

○議長（大島一郎君）

日程第11・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております承認第1号及び承認第2号、議案第20号から議案第23号につきましては会議規則第36条第1項の規定により、また請願第3号及び請願第4号につきましては会議規則第139条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会の開催日時は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大島一郎君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了しました。

次の継続会は、6月22日午前10時より再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時08分 散会